

令和4年9月15日

第3回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和4年9月15日(木) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	村井 勉	2番	門 秀俊
3番	天野 里美	4番	兼若 幸一
5番	中野 一郎	6番	松岡 忠
7番	金井 浩三	9番	小川 保
10番	古川 幸義	11番	隅岡 美子
12番	渡邊美喜子	13番	尾崎 忠義
14番	志村 忠昭		

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	岡部 登
教 育 長	三木 信行
会計管理者	山下 佐千子
町長公室長	山内 剛
総務課長	泉 知典
政策観光課長	土井 真誠
税務課長	西山 政有紀
住民環境課長	石井 克典
健康福祉課長	富木田 笑子
高齢者保険課長	松浦 久美子
建設課長	三谷 勝則
産業課長	谷口 賢司
消防長	阿河 弘次
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開議 午前9時00分

議長（村井 勉）

お早うございます。

本日も定刻にご参集頂きまして、誠に有難うございます。

ただいま出席議員は13名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、7番、金井 浩三 君・10番、古川 幸義 君を指名致します。

日程第2. 一般質問を行います。

なお、質問者の1人の持ち時間は、質問と答弁時間を合わせて60分以内となっております。

それでは、質問の通告がありますので、順次発言を許可致します。

初めに10番、古川 幸義 君。

議員（古川 幸義）

10番、古川 幸義でございます。

通告順により次の質問を致しますので、関係する各課についてのご答弁をよろしくお願い致します。

質問する前に故 村井 保夫 議員のご冥福を深くお祈り致します。

彼は多度津町議会で12年間、議員の道半ばで逝ったことをさぞや本人は無念に思われたことと察し致します。残った議員は彼の多度津町を思う遺志を継いでいこうと決意するのは当然であります。我ら議員の任期はあと半年であります。質問のひとつひとつに今まで以上に心を込めて臨みたいと思いますので関係部署の方によろしく、ご答弁をお願い致します。

それでは質問に入ります。

質問「本町の将来負担比率全国でワースト何位？」という質問であります。

今期の9月議会、総務教育常任委員会において令和3年度における「財政健全化法に係わる4指標の公表について」を執行部より資料を基に説明されると思いますが、先立って次の質問致します。令和2年財政健全化法に係わる4指標の公表において、将来負担比率149.4と非常に高く、香川県では昨年ワースト1位でありました。令和3年度は令和2年の予測として195.3と非常に高い数字でありましたが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金によって予算額が変動し、若干数値の減少が生じたと思われまます。しかしながら将来負担比率は非常に

高い数値には変わりありません。そこで次の質問をしてみたいと思いますので、よろしくご答弁の程お願い申し上げます。1点目、本町の令和3年度将来負担比率の数値は、全国レベルで予測としてワースト何位でしょうか、お答え願います。

総務課長（泉 知典）

古川議員の「将来負担比率の数値は全国レベルで予測としてワースト何位か」のご質問に答弁をさせていただきます。

将来負担比率とは、一般会計が将来負担すべき債務の標準財政規模に占める割合を示す指標であり、町債残高の増加や基金の減少等により上昇します。

令和2年度の本町の将来負担比率は、議員のおっしゃるとおり149.4%で、県内最下位、全国ワースト21位と非常に高い数値でありました。

令和3年度は庁舎・地域交流センター建設及び周辺道路整備等の事業の執行に多額の町債を発行したことなどにより年度末町債残高が26.4億円増加し、将来負担比率は前年度33ポイント増の182.4%となりました。

令和3年度将来負担比率の全国順位ですが、全国の団体別健全化判断比率等は、9月末に速報値が、11月末に確報値がそれぞれ公表されますので、現時点では把握出来ておりません。

令和2年度において、全国ワースト8位の市町が190.0%でしたので、全国の他市町の数値に大きく変動がない場合はワースト9位程度となります。

ただ、令和3年度の将来負担比率については、例年全国平均は減少していることに加え、普通交付税の追加交付等により多くの市町において令和2年度より減少することが見込まれるため、他市町の状況によっては本町の全国順位はさらに悪くなる可能性もあると見込んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今答弁されましたことに対して再質問ではございませんが、確認をさせていただきます。

ただ今の答弁で令和2年度、他の市町では将来負担比率が190.0%で8位と答弁されました。すると本町は令和3年度182.4%で前年令和2年に当てはめると9位であるということですから、令和3年度は他の市町も本町もそうであったようにコロナ臨時交付金等の歳入増加によって実質数値が改善されていると想定されます。よって数値は改善されていることによって本町のワースト9位は前年度水準での想定ですから今回は非常に残念であります。7位、6位に転じていると解釈しておりますが、よろしいでしょうか。これは、答弁は結構でございます。確認事項でございます。

続きまして2点目の質問に入らせていただきます。

実質公債比率が3年度に前年比0.2ポイント増加と想定致しますが、特定される

要因と今後数年の傾向をお尋ね致します。

総務課長（泉 知典）

古川議員の「実質公債費比率の増加の要因と今後の傾向について」のご質問に答弁をさせていただきます。

実質公債費比率は、一般会計が負担する実質的な公債費の標準財政規模に占める割合を示す指標であり、元利償還金の額の増加等により上昇し、直近3ヶ年の平均により算出されます。

令和3年度は標準財政規模の増加により、単年度で見ると令和2年度より0.02ポイント減少しました。ただ、多度津中学校改築事業や小学校空調整備事業などに係る町債について据置期間が終了し、元金償還が開始されたことから、平成30年度と比較しますと元利償還金の額が約0.7億円増加したことなどにより3ヶ年平均である令和3年度の実質公債費比率は0.2ポイント増加しております。

今後、数年の推移見込みにつきましては、12月定例会でご報告させて頂く「中期財政計画」の中でお示しさせて頂く予定としておりますが、今後もさらなる公債費の増加により、数年間で13%程度まで増加するのではないかと見込んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今のご答弁に対しまして再質問ではございませんが、意見を述べさせていただきます。

元利償還金の額が7,000千万円増加とございましたが、今後償還の額が増加傾向にあると思われまます。内容は跨線橋、給食センター、消防車両の償還が今後含まれていくと思われまます。数年間で13%程度増加は免れない状態でありまますので、「中期財政計画」では公債費増大に対し、賢明なアクションを期待してあります。

次の質問に入らせて頂きます。

3点目は充当可能基金の残高の推移について令和3年度は、財政調整基金が11.9億円、その他特定目的基金を合わせると21.7億円となると思われまます。令和4年からの想定額は大幅減となり、令和4年から令和7年に至って想定額は激減して行くのではないかとと思われまますがいかがでしょうか。その対策等があれば、お伺い致します。

総務課長（泉 知典）

古川議員の「充当可能基金残高の推移見込みと対策について」のご質問に答弁をさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり令和3年度の充当可能基金は、庁舎建設事業の財源として庁舎建設基金を歳出超過となる部分の補填として財政調整基金を取り崩したることなどにより、令和2年度に比べて2.4億円減の21.7億円となりました。

ただ、今後数年間は大規模な普通建設事業実施の予定はなく、可能な限り町債の

発行を抑制しながら、歳入に見合った歳出の削減を行うことなどにより基金残高の積上げ及び町債残高の減少に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対して再質問させていただきます。

充当可能基金の残高の推移については、令和2年度のデータによりますと令和4年度から令和7年度にかけて下降し、令和7年度に至っては財政調整基金、その他特定目的基金の額が10億円程度低下の表現でございました。あくまで想定であったにせよ、悪化の要因はそこに表現されていたはずですので、根拠などあればお聞きしたいと思います。また、今後の公債残高などの金利についてでございます。今まで低金利を目的とし、借り換えを行なってまいりましたが、これまで日銀の超低金利政策がいつまで続くかは想像もつきませんが、いつか確実に金利は上がります。当然ながら残された公債残高は膨れ上がるリスクを常に持つ意識を忘れないようにしなければなりません。ご答弁をよろしくお願い致します。

総務課長（泉 知典）

古川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

議員おっしゃるように、当初の予測では基金残高が急激に減るとは想定しております。それは今後、色んな新庁舎及び都市再生整備等の償還が始まるからです。それで計算しておりましたが、先ほど議員もおっしゃられましたように地方創生事業であるとかそういうようなので積み残しが思ったよりありましたので、基金を少し積み上げることが出来たために減少幅が少なくなっております。

それともうひとつ借り入れ金利率の話先ほど古川議員おっしゃいましたとおり、ここ最近、4月から比べてもかなり金利の方は上がってきております。それも踏まえまして非常に償還金も非常に増えて来る恐れもありますので、そういうことも考えながら今後、財政運営に関しましては、慎重に考えていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

それでは、次の質問に入らせていただきます。

その他特定目的基金は、今後の事業を考慮して積み上げる必要が重要と思われませんが、今後どの様にして行くのかお伺い致します。

総務課長（泉 知典）

古川議員の「その他特定目的基金への積み上げをどうしていくかについて」のご質問に答弁をさせていただきます。

大規模な事業を行う際、特定目的基金を創設することは、安定した財政運営を進める上で必要なことであると認識しております。

しかしながら、現在は人件費や公債費など経常的な歳出の増加等による財源不足を財政調整基金で補填している状況にあり、特定目的基金の積立金を捻出するのは困難な状況であります。

まずは、本町の決算の推移や歳出状況を検証し、今後の財政見通しを細かく立て、あらゆる歳入確保策を講じるとともに新規事業の抑制、不断の事業見直し等、歳出削減を行うことで、財政収支の均衡に努めてまいります。

その上で、健全な財政運営が継続出来る範囲内で、将来の事業に備えた特定目的基金への積立を検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の総務課長の答弁に対しまして、再質問ではございません。

意見を述べさせていただきます。

ただ今の答弁で、その他特定目的基金への積み上げは無理であることを理解しております。今後ともこの難局を行政当局、議会共に乗り越え対比しなければならぬと強く意識してまいりたいと思っております。

続きまして5点目の質問に入らせて頂きます。

今後、普通建設事業費は今後、各課の事業の計画により増大して行くと思われまます。今後の事業の計画や見直し、修正案などは各課はどの様にお考えでしょうか。例として幼稚園の統合による建設、旧庁舎の解体、中央公民館の解体、体育館の検査後の措置等を含めます。

6点目、これ合わせて質問させていただきます。

6点目は本町の今後の財政の健全化を図る策として、例えば、ふるさと納税、企業版ふるさと納税の推進や有利な起債、補助制度の活用し、一方では新規事業の抑制、事業の見直し、経費の削減など歳出削減を図り、財政の健全化を目指す今後の努力が必要となりますが、各課、政策観光課、教育課、建設課などの今後の施策や取組についてのお考えをお伺い致します。

町長（丸尾 幸雄）

古川議員の「今後の事業の計画や見直し、修正案及び歳出削減の取組みについて」のご質問に答弁をさせていただきます。

教育委員会の普通建設事業の主なものについては、学校教育では「多度津町立幼稚園・小学校の適正規模・適正配置に係る基本方針」に基づく幼稚園・小学校の再編整備事業があります。

社会教育では、町民体育館の耐震化工事、町民会館（サクラートたどつ）及び温水プールの非構造部材の耐震化工事、加えて中央公民館及び明徳会図書館の建設等の事業があります。

いずれの事業につきましても、望ましい教育環境や住民のニーズ等を把握するな

どし、緊急性及び必要性等の観点から優先順位を付け、協議の上、実施したいと考えております。町民体育館については、本年度実施している耐震診断の結果等により耐震化の方法について検討したいと考えております。

事業実施の際には、国等の補助制度を十分に調査し、

有効に活用することによって、一般財源の削減に努めてまいります。

建設課で行っている道路、下水道、公営住宅などのインフラ整備は、町民生活の基盤を支えるものとして不可欠なものであると認識しております。既存のインフラにつきましては、老朽化等により利用者が危険にならないよう適切に維持管理していく必要があり、今後の事業計画については、計画の見直しや新たなインフラの整備など本町の発展を見据えながら、適切に投資していかなくてはならないと考えております。

また、財政の健全化を図るため、限られた財源を有効活用しながら、これらのインフラ整備を進めていくためには各施設の長寿命化計画によるライフサイクルコストの縮減や国や県の制度動向を注意深く精査し、補助金や交付税措置のある有利な起債を最大限活用しながら行っていくことが重要であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

政策観光課長（土井 真誠）

古川議員の「財政健全化を図る策としてのふるさと納税、企業版ふるさと納税の推進及び事業に係る考えについて」のご質問に答弁をさせていただきます。

ふるさと納税につきましては、本町の貴重な自主財源であるとともに町内事業者・生産者の皆さまの販路拡大等にも繋がる取組であると考えております。引き続き「ふるさと納税」として、本町に寄附頂いた皆様にお送りする「返礼品」のラインナップ充実に努めるとともに本町への寄附をより多くの皆様に検討頂けるよう、情報発信にも積極的に取り組んでまいります。

また、企業版ふるさと納税は、民間企業が自治体の地域再生計画に掲載された地域活性化事業に寄附をすると最大で寄附額の約9割の法人関係税が軽減される制度となっております。しかしながら、民間企業に寄附して頂くためには事業目的などに共感頂けるような事業を発案できるかという点とその事業に関する情報を効果的に発信できるかという点が、非常に重要であると考えております。

他の自治体の取組事例なども参考にしながら、本町としてどのように取り組むのが最適なのか研究してまいります。

今後もこれまで同様に町の財政状況を注視しつつ、国や県の補助制度などを十分に活用しながら、本町の活性化に向けた取組の推進を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁、どうも有難うございました。

5点目の質問は本町が抱える色んな事業が沢山ございます。また、こちらの方でまだ用意してない事業も目に見えない事業も沢山ございます。また、時代はAIが関係した事業もこれから沢山、目白押しになってまいりますので、その事業に対して自ら取り組んでいかなきゃいけないということもございますので、大変覚悟が必要だと思います。今、政策観光課長のご答弁にありました企業版ふるさと納税について記事が出ておりましたので、ご紹介したいと思います。

これは8月の半ばに企業版ふるさと納税の納税倍増という形で記事が出ておりました。内容は企業版ふるさと納税の制度を使い、2016年からこの制度が始まり、今までにおいて21年度では225億円。この中にありますが、静岡県の裾野市では17億4千万円と。1位、2位はあまり変わらないんですが、3位ですね、四国管内では徳島県の上山町で9億9千万円のふるさと納税があったと記載されております。その中でこの1位の静岡県裾野市においては17億4千万円のふるさと納税を貰った経緯につきまして最多の記事を読ませて頂きます。

最多が静岡県裾野市の17億4千万円、市によると市長自ら企業を回り、まちづくりをPRしてきており、狭い道路や老朽化した橋の整備に充てると。次いで群馬県太田市の10億3千万円で市民体育館の建設費などに使う。徳島県神山町と北海道東川町がそれぞれ9億円台でありましたと記載されておりました。このことを記事を読みまして是非本町も企業に対し、この制度を有効に使い、町民体育館の建設や道路の整備などに利用し、町独自の起債を極力減らし、財政の健全化の努力が必要と思われまます。新聞記載の記事にもありましたが、市長自ら企業を回りPRに努めたとありますので、そのような特別な努力も必要と思われまます。健全な財政運営にするなら厳しい現状を脱却し、目的のためにはいかなる方策もやるんだという意識・覚悟が必要であると認識しております。

続きまして7点目の質問に入らせて頂きます。

将来的に財政健全化を目指す中でありながらも必要である投資を続けなければならない施策として1点目は子育て世代の支援、2点目は若年層の定住化、3点目に高齢者に対してのフレイル対策、4点目は循環道路の早急整備。

以上、早急に手掛けなければならない施策と思いますが、いかがでしょうか。

ご答弁をお願いします。

健康福祉課長（富木田 笑子）

古川議員の「財政の健全化を目指す中でありながらも必要なる投資を続けなければならない施策のうち、子育て支援について」のご質問に答弁をさせて頂きます。

議員のおっしゃるとおり、財政の健全化を目指す中でも本町の子育て世代の方々が、安全で安心して子育てができるための支援への投資は重要であり、必要不可欠の事業であります。

特に待機児童対策や一時預かり支援事業等、保護者が働きやすい環境を維持するための施策については、引き続き尽力してまいります。

また、妊娠期から乳幼児期の子育て世代へは、子育て世代包括支援センターを中心とした相談体制の確立や乳幼児訪問、各種乳児検診時における細やかな対応に努めております。

さらに、学齢期の児童につきましても保護者だけでなく、子どもたち自身が安心して暮らせる環境づくりに努め、支援の必要な家庭には要保護児童対策部会等で関係機関が連携して対応しております。

これらの施策に必要な予算につきましては、県や国等の補助金の活用や民間資源の活用など全国の先進事例を研究しながら、財政負担を軽減しつつ、効果的な支援体制の構築を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

一括ではなく、刻んでよろしいでしょうか。

議長（村井 勉）

はい、結構です。

議員（古川 幸義）

再質問をさせていただきます。

子育て世代の支援についての答弁ですが、子育てしている年代の人達が重要視しているのは育児・就学時の突発的な出費や一時的に必要とする金銭的なこと。幼児の発熱、ケガによる就業中の突然の帰宅や看病による休暇、また子育て中の悩みなど多くあります。困っている時、相談する人もいなく、そんな時には若い世代では携帯などで情報を検索したり、ヒントを得ようと調べているのが現状と言えるでしょう。本町では携帯のアプリでは母子手帳アプリがあり、重宝されていると聞きますが、それ以外のアプリはあるとは聞いておりません。若い人が相談や情報を知る時の情報の提供は、ホームページからアプリへと移行が是非必要と思われるのですが、いかがでしょうか。

ご答弁をお願い致します。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

古川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

議員おっしゃるように本町には電子母子手帳、「母子モ」があります。それには情報を入れさせて頂いております。また、こちらの方から皆さんにお知らせしたい時には子育てメールというものがありますので、登録をして頂いた方には情報をお知らせする方法があります。また、ホームページの方でも新しい情報をなるべく速報できるように改善しております。また、町のホームページを通してお問い合わせを頂く場合にも、その日のうちに出来るだけ早く回答させて頂くように

しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

再質問はございません。

2点目の若年層の定住化についてご答弁をお願い致します。

政策観光課長（土井 真誠）

古川議員の「将来的に財政の健全化を目指す中でありながらも必要ある投資を続けなければならない施策について」のご質問に答弁をさせていただきます。

本町では「第2期たどつのは輝き創生総合戦略」を策定し、地方創生・人口減少対策に取り組んでおります。

総合戦略の中では、25歳～39歳の社会増減数を成果目標としておりました。令和3年中の25歳～39歳の社会増減数は、マイナス199人で行いました。近年はマイナス60～70名程度で推移していましたが、昨年中はコロナ禍による外国人の方の入国制限などの影響もあり、大幅な減少となっております。現行の人口ビジョン策定段階での分析においても近年になって30代の転出超過が発生するようになっていくことが判っており、比較的若年層と言えるこの世代の方々の転出超過は、本町の大きな課題となっております。

若年層の定住を図るためには、子育て世代への支援などに加えて、町外に住む若年層へのPRや町内に住んでいる若年層の地域に対する誇りや愛着の醸成に繋がる取組などが必要であり、本町では官民協働の団体である「多度津町まねきねこ課」を中心に若年層を主なターゲットに据えた魅力づくりと情報発信が行われ、これらの活動がきっかけとなり、地域に愛着を持ち、町内で地域おこしに取り組もうとする若年層の方々も少しずつ増えてまいりました。

また定住自立圏域における取組みと致しまして、丸亀市を中心とした関係市町と連携して地元就職を促進するため、2市3町の圏域内の中学生を対象に圏域内に所在する企業説明会を行う予定でございます。

財政状況が厳しい折ではございますが、このような取組を中長期的な視点でもって継続することにより、若年層の定住を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対しまして、再質問ではございません。

意見を述べさせていただきます。

移住・定住で政策観光課よりのご答弁ですが、この町の魅力とは何かについての視点・方法を変えてのアクションが必要かと思われまいます。情報発信については、答弁されていますが、若い人達の情報発信はホームページにて発信でしょうか。今の世代の人達は先ほど述べましたように感性の多様化、変化があり、いささか

従来のホームページでは発信や活字による情報はあまり好みません。と言ってよいと思われます。現にホームページの閲覧回数が物語っていると思われます。真に移住・定住により、より良いアクションをお考えになるなら情報伝達の方法を若い人たちの目線に立って考えるべきではないでしょうか。また、将来負担額が多い町には魅力が感じられるでしょうか。疑問に思えます。将来負担額は将来不安として捉えるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。是非、将来不安率を解消すべきと思われます。

続きまして3点目の高齢者に対してのフレイル対策、ご答弁よろしくお願い致します。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

古川議員の「将来的に投資を続けなければならない施策のうちの高齢者に対してのフレイル対策について」のご質問に答弁をさせていただきます。

フレイル対策には社会参加、栄養、運動の3つの柱があり、高齢者において社会との繋がりを失うことが、フレイルの最初の入口と言われています。積極的な外出をすることによって脳に刺激を与え、身なりを整えることによって、行動力が湧き、趣味を楽しむことで脳細胞が活性化しフレイル予防となります。そういうことから、本町におきましては、外出の機会を増やすために高齢者福祉タクシーの利用券を交付したり、住民が主体となって行っております移動サービス「チョイ来た」と趣味や体操などを行う高齢者の居場所づくりをして下さっている住民団体への運営支援を行ったりしております。

また、2つ目の柱、栄養面におきましては、口腔体操や管理栄養士による食事や栄養についての講座、料理教室を行っております。

最後に3つ目の柱、運動におきまして、健康運動指導士による体操教室や地域包括支援センターが発案したチョイキタ体操を地域交流センターや地区公民館など各所において実施しており、少しの運動でも継続的に行うことでリスクを下げることから、チョイキタ体操は自宅でもでき、大変有効だと思っております。

こういった全てのことがフレイル対策であり、町民の健康寿命の延伸や医療費と介護給付費の削減に繋がります。しかし、すぐに効果が現れるものではなく、長い年月をかけ継続していくことが必要であり、今後も交付金等を活用しながら継続して実施出来るよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ご答弁に対して、再質問がございます。

高齢者保険課長がお答えになられたことは現在の処置であります。これからの問題では複層化された問題があると思います。2025年問題については前々から質問してまいりましたが、現在75歳を超えている年代とこれから75歳を迎えられる

世代では、健康状態や社会環境の違いは明白であります。

例えて言いますと、ワープロや電卓を使っていた世代とスマートフォンを使っている世代が今から後期高齢者がどんどん増加し、介護される側に入る訳ですから、2つの異なる世代間が生じていく訳でございます。業者側から発信情報やメンタルサポートは複層的であり、レイヤーを施すアクションが必要とみなされます。健康志向も多様化しているので、複雑な対応を迫られます。どのように対応していくのか、お考えがあれば、お聞きしたいと思います。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

古川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

古川議員の75歳以上と75歳未満の方に対しての対応の仕方ですけれど、現状をケアマネ等に相談しながら、どういう風なやり方をしていったら、お互いの世代にサービス等が行き届くか検討しながら考えていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

突発的に再質問して大変申し訳ありませんでした。

やはり2025年、かなり遠いと思っておりましたが、2025年問題、もう間近に迫っております。今、世の中の情勢は刻々と変化しております。色んな気概も、また考え方についても、2030年に向けて最大限に加速しております。その加速にですね、なかなかついていけないところはございますので、やはり変化に対して敏感に対応していくというところが大事かと思われまますので、我々議会も、また、行政側もお互いに努力して情報を発信し、また、その情報を確保しながら対応していくという形で、互いに努力していく必要があると思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、4点目の循環道路の早急整備について、答弁をお願い致します。

建設課長（三谷 勝則）

古川議員の投資を続けなければならない施策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

ご質問の循環道路の早期整備につきましては、本町においては、都市計画道路の整備と考えております。

本町の都市計画道路は、県道の4路線と町道の1路線を合わせた5路線で、そのうち、県道の多度津善通寺線と善通寺多度津線の2路線は整備済みで、多度津丸亀線と丸亀詫間豊浜線の2路線は、現在、県において整備を進めているところです。また、町道の都市計画道路の堀江丸亀線は計画延長1.92キロメートルのうち、0.56キロメートルが未整備であります。本路線は、循環道路として防災面、町の活性化などにおいて、本町にとって欠かすことが出来ない路線と考えますが、未整備の区間においてはJR予讃線と交差する交差することから、JR協議など施

工及び事業費の面からも町単独では実施が困難なことから、県道としての整備を県に陳情要望しているところでございます。

道路整備は、まちづくりにおいて非常に重要な施策であることから、事業手法や財政面においても補助金など財源の確保に努め、事業計画の推進を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（古川 幸義）

ただ今の答弁に対しまして、再質問をしたいところでございますが、意見を述べさせていただきます。

建設課長の答弁の中で、道路整備は町づくりにおいて非常に重要な施策であるという答弁。ごもつともであると共感致します。現在、277号線、これはビックから予讃線を跨ぐ道路でございます。この今の実施は全く進捗されておられません。277号線沿線では、農地が用途変更されて商業スペースの拡大や店舗が建設、住宅やアパートが新たに建設されております。従って、店舗や住居ができれば、当然道路の使用、利用率は増大致します。交通量が大幅増であることは、明確であります。交通需要が増えることに交通供給が釣り合っていない状態であります。このように劣悪な交通環境では、魅力ある町とであるとは言えないのではないのでしょうか。執行部側の交通施策に疑問を感じ、不甲斐なさを感じる次第でございます。今回新たに香川県知事に就任されました池田知事は、前国土交通省道路局長であり、道路整備と都市計画は長けて、循環道路には熱心な思いがある知事と伺っております。浜街道と11号国道の整備と幹線道路は必要不可欠と述べられておりました。是非とも277号線の必要性や重要であることを今まで以上に県に陳情し、実現することをお伺いしたいのですが、時間の都合でございますので、これで私の一般質問を終わります。どうも有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって、10番、古川 幸義 議員の質問を終わります。

次に12番、渡邊 美喜子 君。

議員（渡邊 美喜子）

お早うございます。12番、渡邊 美喜子、令和4年9月定例会におきまして、一般質問させていただきます。

1点目は、空き家対策、危険空き家等についてでございます。2点目、物価高騰による学校給食費の対応。3点目、瀬戸内芸術祭による感染防止対策を問うと、以上、3点でございます。

1点目、空き家対策、危険空き家等についてであります。

はい。前原さん、よろしくお願い致します。慣れないもので、申し訳ないと思っております。

これは、危険空き家ということで、もうこうなれば、特定空き家というような形になるんじゃないかなという風に思います。実は、多度津町で写真を撮るということはプライバシーに関わりますので、まんのうの方へ行かして頂きまして、撮ってまいりました。こういう特定空き家って、危険空き家も本当に多度津町も増えて来ております。

それでは質問でございますが、空き家対策は人口減少等により、今や多くの自治体が問題を抱え、空き家の放置期間が長引くと色々な問題を引き起こす要因になっております。倒壊、樹木や雑草の繁茂、生い茂ること、また、野生動物の侵入、ゴミの投棄、防災、景観、衛生など生活環境に悪影響を及ぼします。

その対策として、国は空き家対策特別措置法が平成 27 年 5 月に施行し、空き家等の管理は所有者等が適切に実施することを原則として、自治体が周辺的生活環境に悪影響を及ぼす場合は、必要な措置をとることが出来ることとなりました。これを受けて、本町も平成 29 年 7 月より本町全域の空き家実態調査、また、空き家等対策計画を作成されております。その実態調査の結果は、総世帯数 1 万 654 戸、空き家 532 戸、危険空き家 38 戸、危険建築物 4 戸、これは倉庫等でございます。空き家率 5.4%と推定されます。その中で、これは 29 年度に調査した結果でございますが、多度津地区総世帯数が 3,026 でございます。3,026 戸、そして空き家が 204 戸、危険空き家が 8、そして危険建築物がゼロということで、多度津地区におきましては 212 件ということで空き家がございます。空き家率が 7.0%でございます。続いて、豊原ではございますが、豊原は 3,390 が総世帯数、そして空き家が 53 戸、危険空き家が 2 戸、危険建築物が 1 戸、合計 56 ということで、1.7%の空き家率でございます。続いて四箇でございますが、四箇は総世帯数が 2,475、そして空き家が 69、危険空き家が 1、危険建築物が 1、合計 71 ということで、空き家率が 2.9%でございます。白方でございますが、総世帯数が 1,670、そして空き家が 56、危険空き家が 5、トータル 61 ということで、白方は 3.7%の空き家率でございます。佐柳に関しましては、総世帯数が 61 件、そして空き家が 97、危険空き家が 4、危険建築物が 1 ということで、合計 102 ということで空き家率が 165.6%でございます。高見につきましては、総世帯数が 32、そして空き家が 53、危険空き家が 18、危険建築物が 1、トータルしまして 72、221.9%という調査が出ております。そして町全体では先ほど言いましたが、総世帯数が 1 万 654、そして空き家が 532、危険空き家が 38。危険建築物が 4、トータルしまして 574 ということで、空き家率は 5.4%という風に数値が出ております。そんな中で空き家対策につきましては、どこの自治体も本当に多くの問題を抱えております。空き家の放置時間が長くなれば、特に色んな要因が出てくると思います。

そんな中で質問に入ります。1 点目の質問でございますが、現在の総世帯数、空き家、危険空き家、危険建築物の戸数、空き家率はどの程度になってますでしょうか

伺います。

建設課長（三谷 勝則）

渡邊議員の現在の総世帯数、空き家、危険空き家、危険建築物の戸数、空き家率は、どの程度なのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご質問の本町の総世帯数につきましては、令和4年4月1日現在、1万329世帯です。現在の空き家、危険空き家、危険建築物の戸数及び空き家率につきましては、現時点での戸数は把握出来ていない状況ではありますが、議員ご承知のとおり、平成29年度の多度津町空き家対策、空き家対策計画に策定する際に調査致しました空き家等実態調査に基づき、空き家等の適切な管理指導を行っているところであります。また、現状の空き家等の戸数の把握につきましては、現在の空き家対策計画の計画期間が本年度が最終年度になることから、現在、見直し作業の準備を進めており、町内全域の空き家及び危険空き家の戸数を再度調査し、把握するための空き家等実態調査業務を発注したところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

はい、そうですね。それでは、再質問ということなのですが、今、先ほどのご答弁頂きました。その中に令和4年4月1日現在、世帯数は1万329世帯ということで、平成29年は1万654世帯なので、325世帯減少しております。令和5年から令和9年の実態調査はこれからですが、そこで質問致します。

危険空き家、危険建築物の戸数は、今後、増加傾向にあるのか、また、減少傾向になるのか、伺います。ご答弁お願い致します。

建設課長（三谷 勝則）

渡邊議員の再質問に答弁をさせていただきます。

現在の空き家の件数の状況につきましては、先ほど答弁をさせていただきましたが、本年度、調査を予定しており、危険空き家の件数についての把握は出来ておりませんが、過去5年間において、近隣住民からの管理不全の空き家の通報などの件数については、平均して20件程度、また、支援事業による危険空き家の除却については、平均9件程度でございました。これらは計画策定時の危険空き家等に含まれていない物件等もございますので、このことから5年間における空き家、危険空き家、建築物等の件数は増加傾向にあるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

確かにどこの自治体も増加傾向にある。危険空き家は増加傾向にあるということをおっしゃっております。そこで、次の質問をさせていただきます。

多度津町空き家等対策計画の推進状況や危険空き家の各年度の撤去補助費と撤去戸数を伺います。

建設課長（三谷 勝則）

渡邊議員の多度津町空き家対策計画の進捗状況について答弁をさせていただきます。進捗状況につきましては先ほどの答弁と重複致しますが、現在策定しております多度津町空き家等対策計画に基づき、空き家及び危険空き家の空き家等の適切な管理及び除去等を指導しているところです。本計画につきましては、平成 29 年度に策定しており、計画期間が平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年間の計画となっていることから、本年度において令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 ヶ年の計画を策定する予定となっております。計画の見直しの基礎となる町内全域の空き家等の実態調査を目的とした空き家等実態調査業務を発注しているところであり、その結果を踏まえ、本年度、現状に合った空き家等対策計画の策定を進めてまいります。危険空き家の各年度の撤去補助費と撤去戸数について、答弁をさせていただきます。平成 27 年度より実施しております老朽危険空き家除去支援事業につきましては、国の補助制度を活用し、老朽化した危険空き家の除却に対し、補助金を交付する事業であります。この補助金は 160 万円を上限として除却工事費の 80%を補助する制度であり、財源の内訳につきましては国が 4 分の 2、県が 4 分の 1、町が 4 分の 1 となっております。平成 27 年度からの各年度の補助費及び補助費及び撤去戸数の実績につきましては平成 27 年度、撤去戸数 5 戸、補助金額 695 万 5,000 円。平成 28 年度、撤去戸数 7 戸、補助金額 801 万 1,000 円。平成 29 年度、撤去戸数 9 戸、補助金額 1,315 万 6,000 円。平成 30 年度、撤去戸数 8 戸、補助金額 1,034 万 9,000 円、令和元年度、撤去戸数 12 戸、補助金額 1,614 万 1,000 円。令和 2 年度、撤去戸数 11 戸、補助金額 1,581 万 2,000 円。令和 3 年度、撤去戸数 6 戸、補助金額 960 万円、また、令和 4 年度につきましては、8 月末現在で老朽危険空き家 6 戸に対し、857 万円の交付を決定しております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

詳しい答弁有難うございます。今の答弁の中では、27 年から令和 3 年まで合計しまして、今、計算しましたら、58 戸撤去補助、そして令和 4 年度は 8 月現在 6 戸と説明がありました。多くの皆さん方からは、除去費の 80%の補助が出るのに本当に有難いというお言葉を聞いております。そこで、再質問でございます。当初予算の残金がなくなると次年度まで除去出来なくなり、その間、台風、また、災害が来ると大変な不安な毎日を過ごしている。この際、補正予算等は組んでもらえないかという意見を聞いております。町の考えをお伺い致します。

建設課長（三谷 勝則）

渡邊議員の再質問に答弁をさせていただきます。

空き家除却支援事業の予算につきましては、実績より例年 10 件程度の補助金を要望しておりますが、近年では要望額に対し内示額が満額つかない状況でございます。議員ご指摘のように年度途中で補助金を使い切るケースがあり、次年度まで待つて頂くことがございます。このことから県への補助金の追加要望を行っておりますが、なかなか追加が難しい状況でございます。今後も現状に合った補助金を要望してまいりたいと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次の質問に入ります。危険空き家に対する処置の実施、助言、指導、勧告、公表、代執行等の実施状況を伺ひます。

建設課長（三谷 勝則）

渡邊議員の危険空き家に対する措置の実施、助言、指導、勧告、公表、代執行等の実施状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

危険空き家に対する措置の実施等の状況につきましては、毎年数件、管理不全である空き家の通報が住民の方よりあり、その都度、建設課の職員により現状を確認し、土地所有者、家屋所有者に連絡を取り、空き家の管理について助言、指導をしているところです。所有者と直接連絡がとれないケースについては、相続関係者等を調査し、対応して頂いているケースもあります。また、中には連絡を取り、指導したが、対応して頂けていない物件もございます。その際には対応して頂けるよう、再度、通知の送付や自宅を訪問するなど粘り強く指導しております。なお、老朽空き家の軒瓦の落下や草木の繁茂など道路の通行等に支障があると考えられる場合は、所有者の方へ連絡の上、緊急的に建設課の職員で樹木の伐採や道路上への落下物の安全対策、注意喚起など対策を行っております。過去 3 年間において、管理不全で指導を行った空き家の件数につきましては、令和元年で 17 件、令和 2 年で 30 件、令和 3 年度は 18 件であり、このうちの大半が空き家の敷地内にある樹木等の繁茂による管理指導でありました。今後も引き続き、迅速に対応してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

今、課長のご答弁にありましたが、土地所有者、また、家屋の所有者に連絡を取り、指導したが対応して頂けないとか、このようなケースが今後は増えてくるんじゃないかという風に思ひます。近隣の方に迷惑をかけるケースにシロアリ、瓦の落下、樹木の繁茂、ブロック塀の倒壊寸前など人命に関わる撤去のお金がないと対応しないなど、もう何年も放置された状況にあります。私も 3 件ほどお金がないということで、そのままに正直なっているケースを知っております。もちろん、建設課の方にはお話をさせて頂いております。そして、危険空き家に対する処置、助言、

指導、勧告、公表、代執行のケースもこれからは、考えなければならないのかなという風に思います。

そこで、4点目の質問と答弁が重なりますので、再質問は省略させていただきます。

続いての要望でございますが、樹木の繁茂で道路の通行に支障、雨の重さで笹の木が道路まで垂れ下がり、車が通行その際に笹の木の雨が濡れているものですので滑り、車が横転し、幸いにもケガがなかったのが良かったんですが、車の損傷はひどく、笹の木の伐採は町の職員の方がすぐ駆けつけて除いて頂いたということを聞いております。ご苦労様ございました。しかし、この近辺に関しましては100メートル、もう少しあるかなと思うんですけども山の側面に大きい大木が生い茂り、通行の妨げ、見通しが悪いなど苦情も聞いております。こういったことが、やはり交通事故に繋がるとも考えられますので、迅速な対応よろしくお願い致します。

それでは、次の質問をさせていただきます。4点目、今後の課題や問題点を伺います。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊議員の今後の課題や問題点についてのご質問に答弁をさせていただきます。

今後の課題や問題点につきましては、現在、町内の老朽化した危険な空き家など一定の補助要件を満たす危険空き家につきましては、老朽危険空き家除却支援事業の補助金を活用し、除却して頂いているところでありますが、町内には所有者不明の空き家や所有者と連絡が取れなく放置されている老朽危険空き家が数件ございます。このような老朽危険空き家につきましては、現在、納税義務者や相続関係者等に連絡を取り、空き家の管理及び除却をお願いしているところでありますが、解体費用が捻出出来ないなどの理由により放置されている物件がございます。

今後は、このように放置された物件に対し、空き家等対策特措法の第14条に規定されております撤去費用を徴収することが出来る行政代執行や所有者不明でも撤去が出来る略式代執行などの措置が行えるよう、特定空き家に認定する検討が必要であると考えております。特定空き家の認定には学識経験者等で構成された第三者委員会を設置し、専門家の意見を踏まえ認定することが必須となることから、緊急時には、代執行等の執行が出来るよう、先進地の状況を参考に準備を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

大変いい前向きなご答弁を頂きました。

実施、助言、指導、勧告、公表、代執行、多くの課題に取り組まなければなりません。住民の皆さんの安心・安全のためにもどうかよろしくお願い致します。

続きまして、2点目の質問に入ります。物価高騰による学校給食費の対応についてであります。

物価が止まりません。ガソリン、小麦や油、野菜などなど本当に値上がりしており

ます。給料や賃金は上がらないのに、物価高騰で住民生活は大きな痛手であります。値上げの波は学校給食まで及んでいます。食材の高騰、給食費の値上げを実施した自治体も増え、中にはデザートなど付けないというような常識では考えられないことも耳にします。一方で、この際、学校の給食費を無償化する動きもある中で本町の対応を伺います。

教育課長（竹田 光芳）

渡邊議員の物価高騰の影響による学校給食費の対応についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、物価高騰の影響は学校給食に使用する食材にまで及んでおります。そのような状況の中でも1市2町学校給食センターでは、これまでと変わらない給食費で栄養バランスや量を保つために献立を工夫し、給食を提供しております。物価高騰への対応としては、ダイシモチパン、黒糖パン及びリンゴパンのように加工賃が別途必要となるパンは使用せず、コッペパンを使用する。年中行事のデザートは残すもののデザートの提供回数を減らす。牛肉のように価格の高いものを提供を中止することや鳥のもも肉から胸肉に変更するとともに使用量を調整する。価格の高い野菜の使用回数を減らし、季節によって安くなる野菜を献立に入れる。などの対応をとっております。このような対応をとっていることから、子どもたちが喫食する学校給食の献立の幅は従来よりも狭まっているのが現状です。

本町では新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、子育て世代への経済的支援として、本年12月、来年1月の2ヶ月間、小学校・中学校の児童・生徒の給食費を免除する予定です。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

先日の四国新聞にも12月そして1月の給食無償化ということが載っておりました。大変いいことかなという風に思います。

再質問でございますが、この件につきまして町長さんに再質問でございます。

1市2町とも同じ対応なのか、もう1点は首長等の選挙等で選挙の公約の中に子育て支援、そして少子化対策、人口減少など本当に公約の一つとして、給食の無償化という部分も多く首長さんの公約の中にありますが、町長の公約、選挙に関しましては、その公約は給食の無償化については入ってますでしょうか。ご答弁お願い致します。

教育課長（竹田 光芳）

渡邊議員の再質問にお答え致します。

町長さんへの質問でしたが、給食の無償化というか12月、1月の給食費免除についての1市2町の対応については、私の方から答弁をさせていただきます。

こちらの方の2ヶ月間の給食免除につきましては、本町だけの対応でございます。

善通寺市・琴平町の方は現在のところ予定はないようにお聞きしております。

以上、答弁とさせていただきます。

町長（丸尾 幸雄）

渡邊議員の再質問にお答え致しますけども、教育課長の方から今の12月、1月の件はお話ししましたけども、今、物価の上昇によって給食費が上がることも想定されておりますし、少し上がってます。その上がった費用に関しましては、保護者の方に負担をお願いするんじゃなくて1市2町の方で負担をしております。このことは、1市2町で合意をしていると思っております。合意してますよね。だから上がった場合はね。このことに関しましては、首長さんと一緒に話をしたことでありますので、もし上がった場合は1市2町で今の給食費を維持するという事です。給食費が上がっても、上がった給食費は保護者の方には補填をしてもらうことはないということの、今、そういうことを話をしております。それから色んな1市2町の合同給食でありますけども、給食費の無料化については、それぞれの市町が行っておることなので、私の方から他の市町の動向については分かりませんが、今、選挙があるから給食費を無料にするとか、そういう風な考えはございません。今の状態でやっていながら、また選挙あるなしに関わらず、給食費を無料にしなければいけないような、それぞれの家庭の中で困窮をしてきた場合には、それは考えていかなければいけない。住民サービスの向上ということを常に考えながら、こういう施策は行っていかなければいけないと感じております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

突然な再質問ということで反省はしてるんですけども、子育て支援、そして少子化対策、人口減少、これから多度津町、本当に考えていかなければならない。その一面で、給食の無償化につきましては、少し大きなポイントになってくるのかなという風に思っておりますので、また、考えて頂ければという風に思っております。それから次の質問でございます。3点目の質問でございますが、3点目の質問は瀬戸内芸術祭による感染防止策を伺います。

香川県新型コロナウイルス対策本部はイベント等の開催に関わる留意事項を踏まえ、飛沫の抑制の徹底、手洗い、手指消毒の徹底、換気の徹底、来場者の密集回避などを初めとした対応を徹底しています。特に、会場の多くは医療体制が整っていない離島であることを十分踏まえ、新型コロナ感染症の状況を注意しながら、地元市町の関係団体とも連携して必要な対策を講じていきますとあります。本町におきましても9月29日から11月6日の39日間であり、新しく本通におきまして石川金物店、吉田酒店、そして合田邸は未定という風に書かれてあります。そこで、何点か伺います。

1点目、式典開会式について伺います。答弁をお願い致します。

政策観光課長（土井 真誠）

渡邊議員の式典についてのご質問に答弁をさせていただきます。

式典につきましては10月1日、土曜日に高見島にてオープニングセレモニーを開催予定です。

県知事や総合ディレクターを始めとした約20名の出席者を予定しており、主催者挨拶や作家への花束贈呈など約30分間でのシンプルな内容の式典を検討しております。なお、セレモニー実施時には、参加者の検温や受付での手指消毒用アルコール設置、マスク着用の確認など基本的な感染対策を徹底し、島内で感染が拡大することがないように努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

ご答弁頂きました。次の質問に移らせて頂きます。

検温、体調確認、リストバンドの配布の実施方法について伺います。

政策観光課長（土井 真誠）

渡邊議員の検温、体調確認、リストバンドの配布の実施方法についてのご質問に答弁をさせていただきます。

会期中の来場者に対する検温等につきまして、多度津港に平日は2名、休日は3名の検温専任スタッフを配置し、非接触型体温計を使用して来場者の検温を実施し、その際、口頭またはフリップ等により、風邪などの症状がないかを確認し、37.5度以上の発熱及び風邪などの症状がない場合は、検温などが完了していることを証するリストバンドを配布致します。このリストバンドは使い回されることがないように3色用意されており、毎日色を変更することで当日に検温を完了していることが一目で確認出来るようになっております。なお、検温につきましては多度津港での対応を基本としていますが、例えば、佐柳島に1泊してから高見島に来られた方など、多度津港で検温を行わなかった方にも対応出来るように高見島案内所に1名の検温専任スタッフを配置予定です。また、陸地部につきましても各作品受付におきまして、同様の対応を実施致します。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

答弁頂きました。そこで再質問させていただきます。

船を独自でチャーターした場合、そういった場合は、多度津発じゃないかも分かりませんかよね。そういった場合、これはほとんど団体客だと思うんです。多くの皆さんが、高見島へ上がるというところなんですけども、そういった場合、高見島の1名の方がそういった体温、検温とか確認するという事になっておりますが、この点はどのように考えていますでしょうか。再質問です。

政策観光課長（土井 真誠）

渡邊議員の再質問に答弁をさせていただきます。

検温につきましては、専門のスタッフは1名と答弁したところではございますが、その他にも受付、総合案内の受付スタッフ等もいますので、そういった方達と連携をしながら検温が実施でき、間違いなくリストバンド等も配布できるような状況になりますように努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

よく分かりました。次の質問ですが、時間の都合もございますので3・4と一緒に質問致します。

船着場港付近の密集の回避対策について。また、来場者や連絡船内の人数制限などについて伺います。3・4、一緒をお願い致します。

政策観光課長（土井 真誠）

渡邊議員の船着場港付近の密集の回避対策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

船着場及び港付近につきましては、来場者の方が多く集まる場所であることから会期中は多度津港、高見港とも複数名のスタッフを配置し、乗船される方々に対し、ある程度の間隔を空けて整列頂くように誘導し、密集を回避するように努めてまいります。また、整列頂いている来場者の方々に対するマスクの着用など基本的な感染対策へのご協力の呼びかけの実施や販売所・案内所など港付近の施設に手指消毒用アルコールを設置するなど密集回避対策と併せて感染対策も講じてまいります。次に、来場者や連絡船内の人数制限などについてのご質問に答弁をさせていただきます。県実行委員会が作成している新型コロナウイルス感染症対策の指針では、会期中の来場者の人数制限をすることとはなっておりません。また、定期船につきましては、船舶ごとに定められている旅客定員までの乗船とし、積み残しがある場合は付け舟にて対応することとしております。来場者の人数制限は実施致しませんが、先ほど答弁しましたとおり、スタッフによる来場者の方々への基本的な感染対策の協力の呼びかけや手指消毒用アルコールの設置を行うことで感染対策に努めてまいります。以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

次の質問にさせていただきます。

島での有症状者への対応、救護体制について伺います。

政策観光課長（土井 真誠）

渡邊議員の島での有症状者への対応、救護体制についてのご質問に答弁をさせていただきます。

会期中に島内でコロナの有症状者が発生した場合、感染防止のため診療所や案内所での待機は行わず、テントなど他者と離れた場所にて待機頂き、スタッフが県実行

委員会本部に常駐する看護師に連絡し、指示を仰ぐこととしております。また、島外への搬送につきましては、他の来場者の方と接触を避けるため、県実行委員会の用意するチャーター船などで対応致します。これは、県実行委員会が策定した新型コロナウイルス感染症対策の指針に基づくもので、全島共通の対応となっております。なお、コロナ有症状者以外で自力歩行困難など緊急を要する場合につきましては119番通報を行い、本町と離島傷病者救急輸送契約を結んでいる海上タクシーにて多度津港まで搬送し、多度津港からは救急車により病院まで搬送を行います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

再質問でございます。新聞報道などで春会期、また、夏会期では、芸術祭に従事するスタッフの新型コロナウイルス感染が複数発生しているとの記事が掲載されていましたが、どのような対策をとられますでしょうか、ご答弁お願い致します。

政策観光課長（土井 真誠）

渡邊議員のスタッフの新型コロナウイルス、スタッフへの新型コロナウイルス感染症対策についての再質問に答弁をさせていただきます。

スタッフにつきましてはマスク着用などで飛沫の抑制や手洗い、消毒、密集の回避など基本的な感染対策を徹底するように周知するとともに毎朝の検温、体調確認を徹底し、万が一、体調がすぐれないスタッフが出た場合は、事前に他のスタッフと交代させ、島内で感染が拡大することがないように努めてまいります。また、従事中に発熱等があった場合は、来場者に発熱があった場合と同様の対応を取り、適切に対応してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

最後の質問になります。島においては、使用トイレが待合所、そして「いこいの家」、小学校などで、その反対に利用する方は多いと思われれます。感染症予防対策について伺います。

政策観光課長（土井 真誠）

渡邊議員の島のトイレの感染症予防対策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

高見島会場のトイレにつきましては、待合所、いこいの家、旧小・中学校のトイレに加え、県実行委員会により仮設トイレが設置される予定となっております。会期中はスタッフによる定期的な見回りを行い、清掃と併せ、ドアノブなどの手が触れる箇所の消毒を行います。また、このたび、多度津高等学校より芸術祭で使用するベンチ、テーブルに加え、消毒の液を置く台を2台寄贈頂いておりますので、そちらも活用させていただきますながら、トイレの横に手指消毒用アルコールを設置したいと考えております。秋会期の開催に当たりましては、国、県の方針や県実行委員会の対

策指針に基づき、基本的な感染対策を徹底し、県実行委員会と連携しながら、住民の方や来場者の方に安心して芸術祭を楽しんで頂けるよう努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（渡邊 美喜子）

ご答弁有難うございます。39日間という期間は長い訳でございますが、十分なコロナ対策を取って頂いて、そして、皆さんが喜んで来られる。私たちもおもてなしの精神で頑張っていきたいと思っておりますので、職員の皆様、また、関係者の皆さん、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、私の質問は終わります。有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって12番、渡邊 美喜子 議員の質問は終わります。

ここで暫時休憩致します。

11時10分再開の予定です。よろしくお願ひ致します。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

議長（村井 勉）

休憩前に引き続き、一般質問を再開致します。

次に5番、中野 一郎 君。

議員（中野 一郎）

5番、中野 一郎でございます。よろしくお願ひします。

次の3点について質問致します。

1番目がオープンデータの利活用について、2番目が公会計に基づく財務書類を活用した財政分析について、3番目がスクールソーシャルワーカーの活用と課題について、以上3点について質問させていただきます。

まず、1番目がオープンデータの利活用についてです。

令和4年の施政方針の中で町長は行政のデジタル化につきましては、オンラインによる申請手続の拡充やオープンデータの利活用を推進するとともに今後のデジタル技術の進展を見据えながら、住民の皆様の利便性の向上と業務の効率化を図ってまいりますと述べられています。政府は平成28年12月14日に公布施行された官民データ活用推進基本法において国、地方公共団体、事業者が保有する官民データの容易な利用等について規定されました。それにより都道府県では、官民データ活用推進計画の策定が義務化されました。この計画は地域の状況に応じた官民データの活用推進に向けた基本的な方針施策を定めるものです。この基本的施策で国の施策と自治体の施策との整合性を確保することが挙げられているように、都道府県は国の計

画に則して計画を策定する必要があります。市町村は都道府県が策定する計画を勘案し、市町村官民データ活用推進計画を作成することが努力義務として求められます。また国からは自治体の取組への支援として、官民データ推進活用推進計画策定のガイドラインやひな形が提供されます。また、様々な活用のデータの活用環境が整備されるとデータを活用できる人材の育成も必要となります。その政策が効果的かどうか政策の優先順位はどうかといったエビデンスに基づいた政策の立案遂行が期待されます。さらに行政手続のオンライン化によって、従来の業務の見直しや必要に応じ、法令の改正も生じるかも知れません。このように官民データ活用推進基本法によって、効果的な政策の立案や効率的な政策事務が可能になります。オープンデータとは、機械判読に適したデータ形式で2次利用が可能な利用ルールで公開されたデータであり、人手を多くかけずにデータの2次利用を可能とするものです。つまり誰でも許可されたルールの範囲内で自由に製作加工や頒布などが出来るデータを言います。もちろん商用としても利用可能です。人口統計や公共施設の場所などを始めとした様々な公共のデータをユーザー、地域住民・民間企業などに有効活用して頂き、社会経済全体の発展に寄与することを目的として世界中で同様の試みが行われています。オープンデータの提供を通じて、政府行政の透明性の向上を図るとともに町民の政治への参画を促し、さらには、オープンデータの活用による民間事業者の参入により、付加価値をつけたデータコンテンツが提供され、経済の活性化に繋げていくことが重要となります。さらには町民生活の向上や行政の効率化にも繋がることを期待されます。多度津町の現在のオープンデータは、私がこれを書いた時は、住民基本台帳と公衆無線LANアクセスポイントの2つだったんですけど今は4つオープン化されているようです。県内市町のオープンデータは、高松市が18、三豊市16、観音寺が12、宇多津が10、丸亀2、坂出2、土庄町2、小豆島町2、直島町2、多度津町は今言うたように、私が調べた時は2ですけど今は4です。それ以外の市町はゼロ、町がお金をかけず町民がもっと便利になる可能性のある取組が、このオープンデータなのです。町役場だけではオープンデータ政策を絶対にする事は出来ません。オープンデータ政策はデータを公開するだけではなく、その先に町民にとっての価値のあるものを作っていくところまでセットで行っていくものであって、この場合の政策とは単に町の政策に留まらず、広く町の在り方と言えるのではないかと考えます。そこで次の3点についてお伺いします。まず1点目。町役場各部署の持つデータを積極的に新たにオープンデータ化し、利活用することについての町長のお考えをお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

中野議員の町役場各部署が持つデータを積極的に新たにオープンデータ化し、利活用することについてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、官民データ活用推進基本法において、国及び地方公共団体は、

オープンデータに取り組むことが義務付けられました。行政が保有するデータを誰でも無料で閲覧、再配布、2次利用をすることができるオープンデータの公開は、町民参加、官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済活性化、行政の高度化や新サービスの提供等に繋がる効果的な手段であると認識をしております。また、本町の保有する公共データについて、2次利用が可能な形で提供することは、行政の透明性の向上と町民の町政への信頼を高め、新たな情報戦略の基盤になり得るものと考えております。

一方、公共データ活用のための環境整備には多くの課題があります。データ活用に対するニーズの把握、2次利用が可能なデータ形式の標準化、情報提供者と利用者との間におけるルールづくりと著作権問題の整理等についての対応と併せて、個人情報保護に配慮した取扱いについてなど、これらの課題についての検討を行い、本町のデータを積極的にオープンデータ化して利活用出来るよう環境整備に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、このオープンデータに関する現在までの町における取組及び今後の考え方、進め方についてお伺いします。

町長公室長（山内 剛）

中野議員のオープンデータに関する現在までの取組及び今後の考え方、進め方についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町におけるオープンデータに関する現在までの取組につきましては、政府が定めた官民データ活用推進基本法により、国及び地方公共団体はオープンデータへの取組が義務化され、本町においても令和2年度より住民基本台帳人口、地区別、年齢別及び公衆無線LANアクセスポイント一覧をオープンデータとして公開しております。また、今年度におきましては県が中心となり、県内の自治体で共通したオープンデータを公開する取組を推進しており、指定緊急避難場所、地域年齢別人口及びAED設置箇所一覧が公開データとして選定されております。本町では、この取組を受けて、従来より公開していた住民基本台帳人口、地区別、年齢別に加えて、本年8月に指定緊急避難場所、指定避難所一覧及びAED設置場所一覧を新たに公開し、現在、4つのデータをオープンデータとして公開しております。今後の考え方、進め方につきましては、オープンデータをより有効的に活用するため、引き続き、県及び県内自治体と連携して、オープンデータの公開について検討を行うとともに地域課題の解決や政策の立案、遂行についてオープンデータを活用できるように人材の育成や他の自治体や民間企業などと連携についても検討してまいりたいと考えております。また、町民参加、官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済の活性化、行政の高度化、効率化、透明性、信頼性の向上に繋がるデータや必要性の

高いデータを選別するため、先進自治体の事例等を参考に本町のデータの棚卸しを行うことや2次利用が可能なデータ形式の標準化、情報提供者と利用者との間におけるルール作り、著作権問題の整理等の課題について検討を行いながら、オープンデータについて進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

3番目、私からの提案です。例えば、学校給食献立情報です。今は献立情報は紙で児童に配られているだけでデータとして掲載されていません。ですが、想像してみてください。アレルギーのある子の保護者がアレルギー物質を含む献立の前日にLINEで通知を受ければ、事故のリスクを減らすようお子さんに注意出来ますよね。また、保護者が仕事の帰りがけに夕食の買物をしようと思った時、スマホで献立を見られれば、うちの子、昼にこれを食べたから、夕食・夕飯では違うものにしようって役立ちますよね。学校種給食献立情報について、オープンデータとして検討頂けるかお伺いします。

教育課長（竹田 光芳）

中野議員の学校給食献立情報のオープンデータ化についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員ご質問の学校給食献立情報につきましては、令和3年度までは本町のホームページにおいて献立表及び盛付け写真等を公開しておりましたが、本年4月からの更新が出来ておりませんでした。本年4月からは善通寺市、琴平町、多度津町学校給食センターのホームページにおいて、献立カレンダー、献立表、レシピ及び食育だより等を公開しておりますので、ご指摘を受け本町のホームページから1市2町の学校給食センターのホームページを案内するように致しました。今後も皆様に活用して頂けるよう、情報を更新してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。オープンデータの活用によって民間事業者の参入や付加価値を付けたコンテンツが提供されて、多度津の経済の活性化に繋がるような今後データ公開をしていって頂きますよう、よろしくお願い致します。

次に2番目の公会計に基づく財務書類を活用した財政分析についてお伺いします。地方公共団体の新地方公会計統一基準が設定され、各市町村が財務書類を作成し、財務書類を活用した行政の活性化に取り組んでいます。自治体運営の要は住民のニーズを取上げ、行政府と立法府すなわち議員が一体となって、住民の福祉向上と市町村行政上のリスクを最小化する活動によります。これらの活動のための意思決定の基礎資料として、また、行政運営の効率性、効果性を高めるための基礎資料として財務情報は必須であると思います。地方公共団体の会計は単式簿記であり、現金

の出入りに特化した財務の一部しか分からないといった町民の声があります。統一的な基準による地方公会計の整備促進により、財務書類も改善され統一的な基準による地方公会計マニュアルの中にも事業別・施設別のセグメント情報を初めとする財務書類の活用方法が示されています。そして詳細な財務分析も可能になっています。統一的な基準による現在の多度津町の財政状況について、他の団体との比較というようなことも可能になってくることと思いますが、現在の多度津の財政状態について、他団体との比較も含めて5点ほどお伺いします。

まず、第1点として、公会計に基づく財務書類をどのように理解し分析され、どのように活用されているかお伺いします。

総務課長（泉 知典）

中野議員の公会計に基づく財務書類をどのように理解し、分析され、どのように活用されているかのご質問に答弁をさせていただきます。

地方公共団体の厳しい財政状況の中で財政の透明性を高め、住民に対する説明責任をより適切に果たすとともに財政の効率化、適正化を図るため、現金主義・単式簿記による予算・決算制度を補完するものとして、財務4表の開示が推進されています。

財務4表とは、会計年度末における資産及び負債の状況を明らかにする貸借対照表、業務実施に伴い発生した費用を明らかにする行政コスト計算書、貸借対照表の純資産の変動要因を明らかにする資金収支計算書、資金の流れを区分別に明らかにする資金収支計算書の4つの財務書類のことです。また、地方公共団体は一般会計等を基礎として財務書類を作成しますが、一般会計等に地方公営企業会計を加えた全体財務書類、全体財務書類に地方公共団体の関連団体を加えた連結財務書類を合わせて作成しています。これらの財務書類を作成することにより、現金主義では見えにくい減価償却費等のコスト情報や資産・負債のストック情報の把握が可能になり、これらの指標を算出し、財政状況を多角的に分析することにより、本町の財政状況の特徴や傾向を把握することが出来ます。どのように分析し、活用しているのかという点につきましては、例年、総務省より統一的な基準による財務書類に関する調査があり、前々年度決算における一般会計等資産、負債の状況、行政コストの状況などの経年比較分析と住民1人当たり資産額や負債額、有形固定資産減価償却率等に係る類似団体比較分析等を行っており、それが総務省ホームページに公表されています。現在、令和元年度決算までの分析を行い、結果が公表されていますが、平成25年度以降、防災対策として様々な普通建設事業を行ってきたことにより、耐用年数に対して資産の取得から、どの程度経過しているかを示す有形固定資産減価償却率及び保有している有形固定資産等がどの世代の負担により行われたかを示す純資産比率は類似団体平均より少なくなっており、一方で、それらの財源として発行した地方債残高の増加により、社会資本等形成に係る将来世代の負担の程度を示

す将来世代負担比率は、類似団体平均より高くなっております。この地方債残高は、減税補填債や臨時財政対策債といった国がその償還財源の全額を負担する特例地方債は差し引きされていますが、その他の地方債に係る交付税措置分が差し引きされていないため、財務書類に係る数値のみをもって判断するには厳しい部分もあります。ただ、後年度の交付税措置額である基準財政需要額算入見込額を差し引いた実質的な将来負担額がどのくらいか示す健全化指標である将来負担比率もご存じのとおり、全国的に見て非常に悪い水準で推移しておりますので、今後の財政運営におきまして町債残高の縮減が喫緊の課題であると考えております。このため、令和4年度以降においては、年度内で元金償還額より町債額が少なくなるよう予算編成を行うこととして町債残高の縮減に努めているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

再質問させていただきます。ただ今の答弁の中で、地方債残高は減税補填債や臨時財政対策債といった国がその償還財源の全額を負担する特例地方債を差し引きされていますが、その他の地方債に係る交付税措置分が差し引きされていないため、財務書類に係る数値のみをもって判断するには難しい部分もあるということで非常に難しいんですが、地方債として起債したお金は基本返さなければなりません。これに対して地方交付税措置というのがあります。元利償還金の何割かを国から頂ける制度で、借金返済の一部を国が肩代わりしてもらえるものなんですけれども、ただし、この制度は地方財政のモラルハザードを防ぐ観点から総務省として減らしていくという方針というか方向にある。と聞いてます。で、そもそも100%地方交付税で返ってくるものでないので、全部が対象でないのだからこういうことを考慮する必要があると思いますが、このことについてどう考えられているかお伺いします。

総務課長（泉 知典）

中野議員の再質問に答弁をさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり地方債の元利償還金に対しては、防災、減災対策など国民の生命、安全に関わるもの、全国的に見て財政需要が大きく偏在しているもの、国と地方を挙げて取り組むべき喫緊の政策課題に対応するものに限定して、交付税措置があります。本町も実施事業の際はできる限り交付税措置のある起債の活用を進めており、令和4年度は道路の長寿命化事業に対して、公共施設等適正管理推進事業債を桃山急傾斜崩壊対策事業負担金や県営ため池事業負担金に対して、防災、減災、国土強靱化緊急対策事業債を活用することとしております。交付税措置があるということは、普通交付税の算定の際に基準財政需要額に算入されるということになります。令和3年度における元利償還金等に係る基準財政需要額算入額は8.5億円弱と高額です。これは、町債発行の際に、出来るだけ交付税措置のある有利な起債を活用してきた結果であり、今後も国庫補助や県補助などの特定財源の確保を第

一に、補助がない場合でも交付税措置のある有利な起債を優先的に活用しながら、出来るだけ町の負担が最小となるような健全な財政運営を努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

分かりました。次に数値上のどう考えるかについて2点ほど続けて伺います。まず、住民1人当たりの負債額ですけれども多度津町の令和2年度のホームページに掲載されている公会計資料から、連結の負債総額は259億9,575万5,000円であり、人口、これを2万3,056人で例えば割ると約112万円の1人当たりの負債額になります。また町全体の連結決算での総資産に占める負債の割合は54.2%であり、50%上回っています。近隣町村と比較してこの数値についてどう考えるかについて伺います。

総務課長（泉 知典）

中野議員の住民1人当たりの負債額についてのご質問に答弁をさせていただきます。連結財務書類における近隣市町の1人当たりの負債額について比較しますと本町が112万8,000円に対し、琴平町が108万2,000円、まんのう町が131万5,000円となっております。また、総資産に占める負債の割合について、本町が54.2%に対し、琴平町が41.1%、まんのう町が54.7%となっており、近隣他町との比較において、著しく高い水準という訳ではありません。また、一般会計等の財務書類において県内市町と比較しますと、本町は63万8,000円で県内平均67万3,000円より若干低い状況にあります。ただ、県内市町といえども、それぞれの市町によって人口、産業構造等が大きく相違しているため、比較するには条件に大きく差異があると言わざるを得ません。このため、通常は人口と産業構造の2つの要素を基準として分類された類似団体との比較分析を行います。令和元年度において、本町はVの1に分類され、同じVの1に分類された全国の46団体と比較しますと一般会計等に係る住民1人当たりの負債額は類似団体平均を大きく上回っている状況が続いております。これは先ほどの答弁で申し上げましたとおり、負債額の大半を占めている地方債残高が類似団体に比べて過大であることが原因でありますので、大規模な普通建設事業を抑制するなど地方債残高の縮減に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に住民1人当たりの行政コストについて伺います。多度津町の令和2年度のホームページに掲載している同じように公会計資料により、純行政コストの総額は176億1,691万3,000円であり、人口2万3,056人で割ると約75万9,000円の1人当たりの額となります。近隣市町と比較してこの額についてどう考えるかお伺いします。

総務課長（泉 知典）

中野議員の住民1人当たりの住民コストについてのご質問に答弁をさせていただきます。

連結財務書類における近隣市町の1人当たりの行政コストについて比較しますと本町が75万9,000円に対し、琴平町が99万1,000円、まんのう町が100万7,000円となっており、近隣他町よりも低くなっております。一般会計等の財務書類について県内市町と比較しますと、本町は43万7,000円で、県内平均52万4,000円より低い状況にあります。また、類似団体においても令和元年度決算まで一般会計等に係る住民1人当たりの行政コストは、類似団体平均を下回っている状況が続いておりますが、ここ数年、増加傾向にあり、今後も社会保障経費の増加が見込まれる中で、より効率的に行政サービスを行えるよう、他会計への繰出金や人件費などにつきまして、歳出増加の抑制に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に財務書類4表の公表について伺います。

県内市町でも一般・全体・連結の財務書類4表をホームページで公開しているところがあります。多度津町は、その数字そのままのことなんですけども、公表していません。PDFによって、全てを公表しているところがあります。これを公開して頂けるかどうかお伺いします。

総務課長（泉 知典）

中野議員の財務書類4表の公表についてのご質問に答弁をさせていただきます。

財務書類4表そのものを公開してはおりませんが、町のホームページの町政情報の財政状況で、令和2年度統一モデルによる財務書類として公表しております。総務省の統一的な基準による地方公会計マニュアル内で、財務書類は利用者にとって理解可能なものであることが重要であり、分かりやすく公表することが求められていることから一般会計等、全体、連結、それぞれの財務書類をそのまま掲載するのではなく、要約し簡単な説明を加え掲載しております。今後も同様の形で掲載していくこととしておりますが、国から一律の基準等が示されましたら、それらも取り入れながら、より分かりやすい財務書類の公表に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

はい、分かりました。この質問のこの2番目の質問の最後のことで、今後の活用について伺います。

今後、財務書類から得られた情報や分析から公共施設の適正管理を始めとする資産管理や予算編成等の活用を図って頂けるか、町長にお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

中野議員の再質問にお答えをしてまいります。

今、おっしゃいましたように財務諸表、その他様々な指標を勘案しながら、多度津町の財政運営を今からも行っていくものであります。総務課長の方から色々答弁させて頂きました。中野議員さんの質問に対して、答弁させて頂きました。これが全てのことではありませんが、90%以上、多度津町の財政状況、またこれからのことも入っておりますので、どうかこれはちょっと私の老婆心ながらの話になりますけど、どうかご理解頂けたらと思っております。

答弁とさせていただきます。はい。お願いします。

総務課長（泉 知典）

中野議員の今後の活用についてということで、ちょっと補足で説明させていただきます。

財政状況が厳しさを増す中で、限られた財源をいかに有効に使うかという観点から、財務書類の活用は、歳入歳出決算書などとは違った角度で、財務状況等の理解を促すための一つの手段になると考えております。現在、財務書類につきましては、経年比較、類似団体比較分析により問題点を把握し、予算編成方針作成の際の参考とするなどしておりますが、今後、多額の費用が見込まれる公共施設の老朽化対策や維持管理経費の効率的な予算配分といった個別具体的な事案の検討においても活用できるよう先進事例を参考にしながら、有効な活用方法について引き続き検討し、取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

ただ今、町長にもご回答頂きましたように、財務書類を分析して適正な財政運営に活用して頂きますよう、よろしくお願い致します。

最後に3番目の質問ですけれども、スクールソーシャルワーカーの活用と課題についてお伺いします。

近年、教育を取り巻く社会の動向は大きく変化しています。例えば核家族化の進行、ライフスタイルの多様化に伴い、家族や地域社会も大きく変化し、家庭の教育力の低下、地域活動の担い手の減少などが懸念されています。あと子どもたちの触れ合いの機会が減少することで、人間関係の持ち方やルールを学んでいくといった社会生活の基盤を培う機会も減少しています。その対応として、専門知識を有した人の人材の配置が必要となります。令和4年の施政方針の中で町長は幼稚園及び小・中学校において、一層きめ細かな学習支援及び教育的各種支援を行うため、各種支援員等を継続配置するとともに、心の問題としての対応としてスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーについても継続配置し、学校における相談機能の充実に努めてまいりますと述べられています。スクールソーシャルワーカー、通常SSWって言われていますが、そのSSWは児童・生徒が抱えている日常の悩み、い

じめ、虐待などの問題の解決を図る仕事です。スクールカウンセラーが主に心理的にアプローチするのに対し、スクールソーシャルワーカーは主に環境面、例えば経済的格差、貧困、家庭内での虐待、いじめ、暴力行為、不登校からアプローチするところが異なっているところなんですけれどもスクールソーシャルワーカーの仕事内容は、児童生徒の問題を直接的に解決することだけではなく、生徒本人や家族の家庭環境を改善する相談を行ったり、学級環境の整備をしたり、学校外で行われている支援活動の紹介をしたりといったことも仕事内容に含まれます。さらにスクールソーシャルワーカーは、学校、家庭、地域、児童相談所、警察行政、医療機関等と独自のネットワークを持っており、それぞれの立場を繋ぐことで子どもを取り巻く環境を改善していきます。このようにスクールソーシャルワーカーは生徒が抱える問題に様々な角度からアプローチすることによって児童生徒の支援を行っています。今後介入件数も増加傾向になると思います。問題が複雑化して、重要度が増して重要化が増えてくる。期待も大きいこのスクールソーシャルワーカーの活用と課題について教育長の所見を5点ほどお伺いします。

まず、実績についてですけれども、多度津町ではスクールソーシャルワーカーが会計年度任用職員、その予算的には2分の1が県費補助になってる訳ですけれども1名配置されています。年度ごとの相談件数とか主な相談内容、成果についてお伺いします。併せて学校ごとのスクールソーシャルワーカーの活用の格差はありますか、それについても併せてお伺いします。

教育長（三木 信行）

中野議員のスクールソーシャルワーカーの年度ごとの相談件数、主な相談内容、成果及び学校ごとの活用格差についてのご質問に答弁をさせていただきます。

昨年度の相談件数につきましては、概ね200件ありました。主な相談内容としましては、児童虐待・ネグレクト事案についてが17件、不登校についてが28件、友人・教職員等との関係の問題についてが29件、発達障害等に関する問題についてが31件、心身の健康・保健に関する問題についてが30件となっております。職務の性質上、すぐに成果が上がるというものではないのですが、心身の問題や発達障害に起因する問題を抱えている児童・生徒が医療機関等々と繋がることが出来たことで問題の解決に向けて前進したことは、スクールソーシャルワーカーによる相談の成果と考えております。

続いて、スクールソーシャルワーカーの学校ごとの活用格差について答弁をさせていただきます。

現在スクールソーシャルワーカーの本町での勤務は週4日となっております、学校の規模等を考慮して、原則月曜日が豊原小学校、火曜日の午前中が四箇小学校、火曜日の午後と金曜日が多度津中学校、木曜日が多度津小学校、火曜日、または金曜日に月2回程度が白方小学校となっております。その時の状況にもよりますが、学校規

模の違いや講師の違い等により活用回数等には差があると思われませんが、事案の必要に応じて柔軟な対応をしております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

はい、有難うございます。

続いて、スクールソーシャルワーカーの導入によって教職員の児童・生徒と向き合う時間は向上したのかお伺いします。

教育長（三木 信行）

中野議員のスクールソーシャルワーカー導入により、教職員の児童・生徒と向き合う時間は向上したかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

スクールソーシャルワーカー導入以前と以後を比べると教職員の児童・生徒と向き合う時間は、明らかに向上したと考えております。導入以前には主に学級担任、養護教諭等が児童・生徒の相談に応じ、その後の対応を行っていましたが、そこにスクールソーシャルワーカーが加わることで、児童生徒の相談に、より迅速に対応出来るようになり、様々な関わりから得られた情報の共有を行うことで問題解決に向けた取組もスピード感を持って開始出来るようになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

はい、次にスクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラー、スクールカウンセラーは県からの派遣が2名とお聞きしておりますが、その連携についてお伺いします。

教育長（三木 信行）

中野委員のスクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーとの連携についてのご質問に答弁をさせていただきます。

県から派遣されているスクールカウンセラーにつきましては、派遣が不定期で回数も少ないですが、多度津中学校においてスクールソーシャルワーカーと勤務が重なった際やケース会等で顔を合わせた際などに情報交換を行っており、各事案の必要に応じて連携を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

次に、スクールソーシャルワーカーの間接的支援についてお伺いします。

スクールソーシャルワーカーの業務の内容として大きく直接的支援と間接的支援に分かれる訳なんですけれども、直接的支援というのは、児童の置かれた環境への働きかけとかネットワークの構築・連携・調整、保護者、教職員への支援・相談・情報提供などがあります。間接支援とは、学校のチーム体制の構築支援、教職員らへの研修活動といったことがある訳なんですけれども、その間接的支援としてどのよ

うに実施されているか、お伺いします。

教育長（三木 信行）

中野議員のスクールソーシャルワーカーの間接的支援が、どのように実施されているかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

年間3回行われる多度津中学校区不登校等対策小・中連絡協議会の第2回目の会では、スクールカウンセラーとともに研修の講師を務め、教職員への研修を行っております。また、各学校からの要請に応じて就学時健康診断や入学説明会の折に保護者向けの講話を行ったり、学校のチーム体制の構築、在り方などについて具体的な助言をしたりすることもあります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

この質問の最後ですけれども、課題についてということでスクールソーシャルワーカーは日々難しい問題を抱えています。解決に向けて対応を迫られています。町では、スクールソーシャルワーカーは1人で直接的支援、間接的支援を、いや1人というのは、スクールソーシャルワーカーが1人という意味ですけれども、行っています。スクールソーシャルワーカーが困っていることはないのでしょうか。また、スクールソーシャルワーカーが行っていることと学校側が求めていることとの隔たりはありませんか。現状、認識している課題と今後の進め方等についてお伺い致します。

教育長（三木 信行）

中野議員のスクールソーシャルワーカーが困っていること及び学校側が求めることとの隔たり等についてのご質問に答弁をさせていただきます。

特定の事柄に困っていることはないかも知れませんが、中野議員のご指摘のとおり、様々な難しい問題に対応をしていく中で、対応が困難な事案があると思われまます。そのような場合には、町教育委員会、町健康福祉課等々と連携をしながら、協力をして解決に向けて関わっています。スクールソーシャルワーカーが行っていることと学校側が求めることとの隔たりについては、先ほどの答弁でもお伝えをしましたとおり、各学校とスクールソーシャルワーカーは連携を密にしているため、その活動と学校が求めることに大きな隔たりはないと考えます。ただし、中にはスクールソーシャルワーカーに対して、課題解決に向けての特効薬となるような助言を期待する教職員も少なからずおり、そういったものがすぐ得られないことで、物足りなさを感じている教職員もいるようです。そのような認識の違いは、課題と言えるかも知れませんが。今後、スクールソーシャルワーカーと学校との連携をさらに進めていくに当たっては、課題解決に向けての伴走者というスクールソーシャルワーカーの役割を明確にしながら、良好な関係づくりに努め、子どもたちの課題の早期解決に向けて、協力を深めていけるようにしたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（中野 一郎）

有難うございます。私が今回スクールソーシャルワーカーの質問をしたのは、日々、学校で起こっている色々な難しい問題に対して、スクールソーシャルワーカーの方が一生懸命頑張ってもらっているということを認めてあげてもらいたいというか、スクールソーシャルワーカーの存在をアピールしたいという意味もありました。今回スクールソーシャルワーカーの質問だった訳ですけども、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、今後も十分活用頂いて、児童・生徒の色々な問題を解決していけるような配慮をこれからもお願い出来たらと思います。

以上で、私の質問は終わります。有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって、5番、中野 一郎 議員の質問は終わります。

これより、昼食休憩をとります。再開は13時をお願い致します。

休憩 午後0時01分

再開 午後1時0分

議長（村井 勉）

休憩前に引き続き、一般質問を再開致します。

次に、9番、小川 保 君。

議員（小川 保）

失礼します。9番、小川 保です。

本日は、「瀬戸内国際芸術祭秋会期について」そして「公立幼稚園、公立小学校の統合について」以上、2項目について質問致します。

いよいよ、第5回瀬戸内国際芸術祭秋会期が9月29日から11月6日までの39日間の日程で開催されます。振り返ってみますと第1回瀬戸内国際芸術祭は高松、小豆島地区を中心に2010年7月19日から10月31日までの間で開催され、延べ約94万人の来場者がありました。因みに前回の来場者数は約117万8千人でした。本町は2013年に開催された第2回目より参加しており、高見島への来場者数は2013年が24,371人、2016年が21,028人、2019年が25,198人といずれも2万人を超える方々が来島され、大変な賑わいでした。高見島、多度津町を知ってもらう良い機会になったと思っております。

5月23日の日本経済新聞によりますと今年の瀬戸芸春会期の来場者数は約22万8,000人となり、新型コロナウイルスの影響を受けて3年前の春会期に比べて4割減の水準となったとのことです。これを高見島にあてはめると約15,000人の来場者が予想されます。

また、今回は高見島に加えて、陸地部（本通地区）でも2つの作品が設置されることになっており、本通地区を中心とした陸地部の来場者数を加えると、さらに多くの方が本町を訪れるのではないのでしょうか。

令和2年1月より始まった新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、今回はこれまでの来場者対策だけでなく、新型コロナウイルス対策も必要となり、職員はもとより、住民の方々も対応にご苦労されることと思います。

そこで質問致します。

新型コロナウイルス対策について、質問致します。

高見島の展示作品を見学するまでには、いくつかの密になる機会があります。駅から港までのシャトルバス、フェリー乗り場の栈橋、フェリー内、作品展示場所での密などが考えられております。

一方、陸地部でも同様の密が考えられます。

感染拡大予防には基本的な対策が必要となりますが、町及び瀬戸芸実行委員会が実施する新型コロナウイルス対策をご説明頂きたい。

町長（丸尾 幸雄）

小川議員の新型コロナウイルス感染対策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、来場者が密になる場所として駅から港までのシャトルバス、フェリー乗り場、フェリー内、作品展示場所が想定されます。まず、駅から港までのシャトルバスにつきましては、車内に手指消毒用アルコールを設置し、乗車前の消毒を行うとともにマスク着用の声掛けを行います。また、肘掛等、手を触れる部分の定期的な消毒も実施致します。

次に、フェリー乗り場につきましては、多度津港、高見港に複数名のスタッフを配置し、間隔を空けた整列の誘導と感染対策へのご協力の呼び掛けを行います。次にフェリー内につきましては、乗船前に感染対策へのご協力を呼びかけ、船内でのマスク着用等を促します。最後に作品展示場所でございますが、高見島の作品につきましては、屋内作品10作品中、1作品のみに受付スタッフが常駐をし、その他の屋内作品につきましては、一括しての受付となることから作品展示場所が無人となりますので、遊撃スタッフによる定期的な消毒・巡回を実施致します。

陸地部の作品につきましては各作品に受付スタッフが常駐致しますので、受付スタッフによる対応を行います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

来場者の密に対するコロナ対策をしっかりとすることは、今後の感染拡大を防止するためにも重要だと思います。来場者の方々も感染対策には気をつけていらっしゃる

とは思いますが、来場中に発熱などの症状が現れないともかぎりません。

そこで質問致します。高見島に来島している際に発熱などの症状が現れた場合の医療的な対応や救急搬送体制などについてご説明下さい。

また、陸地部で症状が現れた場合の対応についても併せてご説明下さい。お願い致します。

政策観光課長（土井 真誠）

小川議員の発熱者発生時の対応についてのご質問に答弁をさせていただきます。

高見島において発熱者が発生した場合は、他の来場者と接触しないテントなどに待機頂き、県実行委員会本部に常駐する看護師の指示を仰ぎながら、県実行委員会の用意するチャーター船等で島外へ搬送致します。陸地部作品につきましては、発熱者が発生した場合、多度津港案内所スタッフに連絡し、案内所スタッフが高見島と同様に県実行委員会本部の看護師の指示を仰ぎ、対応致します。なお、高見島、陸地部を問わず、コロナ有症状者以外で自力歩行が困難な方など緊急を要する場合は、119番通報を行います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

新型コロナウイルスの症状が現れた場合のシミュレーションをしておくことが、来場者や地域住民の方々の安心にとっても大切だと思います。

質問致します。

冒頭でも申し上げましたとおり、秋会期期間中には高見島及び陸地部には多くの来場者及び観光客が来られます。

高見島にお住いの方々や本通り地区周辺の住民は、不特定多数の方々が自宅周辺を散策されることに対して、少なからず新型コロナウイルスへの感染の不安をお持ちだと思います。その不安を解消するための対応策はどのようにされるのかご説明頂きたい。

政策観光課長（土井 真誠）

小川議員の住民の方々の新型コロナウイルスへの感染の不安を解消するための対応策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

今回の芸術祭では、来場者に対して多度津港において検温、体調確認を実施し、37.5度以上の発熱がなく、風邪などの症状もないことを証するリストバンドを配布致します。住民の方々が一目見て、検温等が実施済みであることを確認出来るようにすることで、不安解消に繋がるものと考えております。また、7月23日に島民説明会を「高見いこいの家」で、7月24日に陸地部側の住民説明会を多度町地域交流センターで実施し、説明会の中で県実行委員会により、芸術祭作品の概要説明と併せて感染対策についての周知を行って頂きました。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

瀬戸芸の成功には、地元住民の方々のご理解とご協力が必要不可欠だと思います。が、しかし、その一方で感染対策に拘泥しすぎて肝心のお接待がないがしろになってはいけません。島の方達のいつもながらのお接待。石段を上った折に頂くお茶と温かい気持ちは、芸術とのコラボレーションです。欠かすことは出来ません。質問です。

島の方々の無料の湯茶接待、一説には高見島においては、それは感染の危険性があるとの由、伝聞しております。私の理解不足かも知れませんが、お接待とのコラボが町おこしには重要ですが、いかがでしょうか。

政策観光課長（土井 真誠）

小川議員のお接待についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、前回会期まで高見島ではボランティアの方々によるお接待が行われており、来場者の方々に大変好評でございました。しかしながら、今会期につきましては、不特定多数の方への飲食の提供につきましては、新型コロナウイルスの感染リスクが高まる可能性があるとして、県実行委員会が自粛をお願いしています。飲食が伴う、お接待自粛のお願いにつきましては、高見島に限った対応ではなく、他の会場では春会期からお願いされており、自粛されているものと思っております。今回の芸術祭では、飲食提供の自粛がお願いされていますが、前回来島された方々からは、ボランティアの皆様方から笑顔で歓迎のご挨拶を頂いたことや島の歴史や昔の風景、文化についてのお話が聞けたことで、芸術祭の作品鑑賞だけではなく、島に来て本当によかったとの喜びの声を多く聞いておりますので、ボランティアの皆様方には物販などと併せまして、来場者の方々に暖かいお声掛けを頂きたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

次に、陸地部でのその他の対応について質問致します。

本通地区に2つの作品が展示されると伺っていますが、本通商店街の道路は道幅が狭いにも関わらず交通量が多く、一方通行でもあります。会期中は、多くの来場者が徒歩で通行することになりますが、交通事故の発生が懸念されます。

そこで質問致します。

秋会期期間中の本通商店街の交通規制や交通安全対策をどのようにされるのかご説明頂きたい。

政策観光課長（土井 真誠）

小川議員の秋会期中の本通商店街の交通安全対策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本通商店街につきましては、午前7時から午後10時までの間、自動車は一方通行となっておりますので、県実行委員会の作成する一方通行を示す看板を期間中、南北2ヶ所に設置するとともに公式ホームページと公式アプリにも一方通行の掲載と歩行者に対し、車両へ注意するよう呼びかける文章を掲載するように準備が進められています。また、丸亀警察署に対し、期間中の本通地区のパトロールについてご協力を依頼したところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

確認です。一方通行の掲示については、従来「しんみせ」のお店の横に北から南に、ここは一方通行だから駄目ですよっていう看板がありましたけれどもどうやら今、最近ですけれどもその看板がありませんので、どうなっておるのかなと思って、ちょっと確認ですが、どなたかお答え頂いたらと思います。

建設課長（三谷 勝則）

小川議員の再質問に答弁させていただきます。

ご質問の「しんみせ」のところにあった一方通行の表示につきましては、老朽化によって、ちょっと破損した部分もありましたので、今現在、新しく作り替えておる最中でございます。

以上、答弁させていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

秋会期に間に合えばいいですね。来場者の安全と安心を確保することが、瀬戸芸の成功の大きなカギとなります。しっかりとした対策をお願いします。

次に、地域住民の衛生管理にも繋がるゴミ、トイレについてです。

多くの方が来られるということは、やはり、ゴミやトイレの問題を見過ごすことは出来ません。

ゴミの放置は、地域の環境悪化に直結します。また、本通地区の公衆用トイレは1ヶ所しかありません。仮設トイレなどの設置を考えているとは思いますが、それにしても地域の環境悪化に繋がりがねません。

そこで質問致します。秋会期期間中の地域のゴミ清掃体制やトイレの設置状況などご説明頂きたい。

政策観光課長（土井 真誠）

小川議員のゴミ清掃体制及びトイレ設置状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

会期中のゴミ清掃体制につきましては、芸術祭全体の考え方と致しまして、来場者の方が持ち込んだゴミは、自身で持ち帰って頂くという方針です。来場者の方々に対し、ゴミのお持ち帰りを周知し、会場となる地域にゴミを捨てることがないよう

に努めてまいります。また、やむを得ずゴミを持ち帰れない場合もあるかと思われますので、多度津港及び本通分館駐車場の2ヶ所にはゴミ箱を用意し、毎日、作品鑑賞時間終了後にスタッフがゴミを回収致します。

次に、トイレ設置状況についてですが、まず、高見島会場では待合所、高見いこいの家、旧高見小・中学校のトイレに加え、仮設トイレ4基を設置致します。

陸地部では港務所トイレ、本通分館前公衆トイレに加え、港務所北側駐車場に仮設トイレ2基を設置するとともに、「まことプラザ」のトイレを期間中のみお借りしています。これらのトイレにつきましては、スタッフが定期的な清掃、消毒を実施致します。また、商工会議所にご協力頂き、「おもてなしトイレ」事業も実施されます。この「おもてなしトイレ」事業は多度津商工会議所が実施主体となり、期間中に来場者の方が利用出来る店舗等のトイレを募集する事業で、現在までに本通地区周辺にある6つの店舗などにご協力頂けることとなっており、店舗前には「おもてなしトイレ」のプレートが掲示される予定です。なお、来場者の方が地元の方にトイレの場所をお尋ねする場合もあるかと存じますので、地元自治会様あてに会期中のトイレの場所をお知らせするとともに来場者から尋ねられた際には、お答え頂くよう、ご協力を依頼する回覧を配布予定です。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

「来た時よりも美しく」、これがレクレーションの活動の基本ですけれども、来場者の皆様にも期待したいところでございます。

瀬戸芸は地元住民の理解と協力が不可欠です。住民の方々の意見を傾聴し、周辺環境を保持しつつ、「瀬戸芸が開催されて良かった。」と思われるような対策を講じて欲しいと思います。

一方、商店主の視点からすると本通地区に本作品が設置されるということは少なからず「ビジネスチャンス」であるということです。

前回の瀬戸芸開催時に、商店街周辺で商売をされている方から「瀬戸芸の大勢のお客さんが、町内を散策してくれることを期待して飲み物などを準備しておりましたが、駅から港までの直通シャトルバスを利用されたので、まったく恩恵がなかった。」という、こういったご意見もお伺いしております。あまりにも便利が良すぎたということでしょうか。

今回は前回とは状況が異なっており、本通地区を中心に散策されることが期待されております。

そこで質問致します。

本通地区に本作品が設置されることにより、回遊性のある来場者が増加することが見込まれます。そのため、シャトルバスの停留場所の新たな設置や坂出市の沙弥島

のような陸地部の作品を鑑賞するための駐車場を設置するなど本通周辺に人を呼び込むための仕掛けをどのように考えられているのか、お話頂きたいと思います。

政策観光課長（土井 真誠）

小川議員の本通周辺に人を呼び込むための仕掛けについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本通地区への誘導につきましては、県実行委員会が作成する多度津まちなかプロジェクトの場所を示した案内看板を町内各所に設置する予定です。また、JR多度津駅及び多度津港におきまして、お時間の許す方に対し、多度津駅から多度津港の間を徒歩で移動されることをお勧めし、本通の雰囲気を感じて頂きながら作品鑑賞を行って頂きたいと考えております。

駐車場につきましては、少し距離はございますが、旧職員駐車場を会期中の臨時駐車場として確保しておりますので、陸地部作品の鑑賞に車でお越しの方につきましては、そちらをお勧め致します。議員ご提案のシャトルバスにつきましては、実施について検討致しましたが、本町のマイクロバスは、現在、新型コロナウイルス感染対策として、乗車定員を通常より減らしておりますので、駅～港間を前回以上の回数、往復することが想定されます。そのため、本通を経由した場合、高見島へ向かう方が定期的の時刻に間に合わない可能性がございます。また、本通地区周辺は交通量が多く、道幅も狭い箇所があるため、マイクロバスでは安全な乗降や停車が困難であります。町の公用車など小型車両での移送についても検討致しましたが、期間中のマイクロバスの運転士の確保も困難な状況であり、追加の運転士を委託することが難しい状況です。また、町職員が運転する場合、日常的に送迎業務を行っておりませんので、来場者の方の安全を第1に考え、避けたいと考えております。そのため、本通地区への車両での送迎は困難で、準備することは難しいと考えておりますが、色々と考えていかなければいけないと思っております。本通地区の作品につきましては、駅、港、どちらからも徒歩10分で移動できる場所にありますので、多度津駅及び多度津港のバス乗り場におきまして、徒歩での移動をお勧めする声掛けを行うとともに、恵比寿神社や白髭神社といった日本遺産構成文化財を始め、多度津の歴史を感じられる場所を回遊頂けるようにバス車内と多度津港案内所等で芸術祭のチラシと併せて日本遺産・北前船寄港地船主集落のパンフレットや多度津まち歩きマップをお配りし、本通周辺の回遊を促すように致します。多度津駅から本通を経由して多度津港までの道中には、目印として芸術祭のノボリを設置し、ノボリを辿りながら、徒歩にてゆっくりと多度津の歴史を感じて頂き、町並みを散策して頂くことが最も本町の魅力を感じて頂ける方法であると考えておりますので、1人でも多くの方に散策頂けるよう、お声掛けをしてまいります。本町では、今回初めて陸地部での作品展開が行われますが、高松港・宇野港周辺とは地理的な問題や交通網の差もあるため、今会期終了後に問題点を洗い出し、今後繋がるように検

証を行いたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

先ほどの回答は、駅から港に向かう往路を想定した内容という風に理解してよろしいのでしょうか。港からJR駅への復路について、どういうお考えを持っておられるのか。

それからもう一つは陸地部で作品を楽しみたいと言われる来場者、この駐車場ですけれども従来のシルバー人材センターのところにある駐車場、これを想定されておるようですけれども、例えば京町の町営住宅の跡地ですね、空き地になっております。あそこも利用させてもよろしいのではないかなと思います。その点について、お願い致します。

政策観光課長（土井 真誠）

小川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

先ほどの答弁にありましたように多度津港から多度津駅までの案内でございますが、こちらにつきましてはシャトルバスの方が運行致しております。また、本通地区への作品をご覧頂きたいと思っておりますので、そちらに関しましては、お時間許す方に関しまして、本通地区への誘導の方、お声掛けをしたいと考えております。

また、駐車場につきましては、現在は旧の職員駐車場の方を想定致しておりますが、議員ご提案の京町住宅の跡地なども今後、検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

そうですね、京町の町営住宅跡地、これは十分活用出来るかなと思っております。特に今回の陸地部の展示につきましては、昔の吉田タケヤの酒造跡、それから石川金物店の雁木のある倉庫ですね。2ヶ所があるようですのでね。そういう意味では、陸地部の駐車場は京町の住宅跡、これは非常に便利な場所でないかなという風に思っております。是非、ご検討頂きたいなと思っております。それから港から駅までのシャトルバスですね。当然準備はしておるんでしょうけれども、それはそれとして、往路については、港の船の時刻がありますから、シャトルバスをきちっと運行しようということでしょう。それはそれでよろしいかと思っておりますが、帰りはJRの時刻ですから、これは夜の10時・11時・12時沢山あります。だから、さほど急いでシャトルバスできちつきちっとタイムリーに運行するっていうことは、あまり関係ないのかなという風には思いますけれどもね。むしろ、陸地部を案内すると。徒歩でどうですかっていうことを港の職員の皆さん方、あるいは住民の方がね、お声を掛けて頂く、これは大事なことかなと思っております。これは提案ですので、お答えは結構です。

次の質問ですけれども、その前に大したことではありませんけれどもタイの賑わう

町中、たくさんのトゥクトゥクが走っております。ゴルフ場のカートのようなヤツですね。こういったものが狭い町中を自由に走り回って、その光景っていうのは意外と楽しいもんでね。乗っておると物すごいスピードで走っております。あんな危ないもんが50キロ・60キロ出していいのかなと思うぐらい、もう乗っておっても冷や冷やするような状態ですけれども。日本の場合は、そんなには飛ばさないとは思いますがね。だけど、ゆっくりとああいって乗り物が多度津の町を走っておる姿。これは何か見ておっても楽しんではないのかなと思います。単にマイクロバスとか、いわゆるシャトルバスのようなヤツでいうのを想像するだけでなしに、そういった乗り物も考えてもいいかなという風に思ってます。これは大したお話ではございません。

次、2項目め参ります。「公立幼稚園と公立小学校の統合について」

多度津町立の学び舎は、町立幼稚園が多度津、豊原、四箇の3つと町立小学校は、多度津、豊原、四箇、白方の4つ。そして町立多度津中学校です。

さて皆さん、ご承知のとおり、何年もの懸案事項です。そして先日、教育委員会から私ども議会に2つの案が出されました。但し、これも試案として披見されたしとの提言でした。残念ながら本試案について、議会においては十分な理解が出来ておりませんので、議論もありませんでした。質問致します。

試案で結構ですので、改めてご提案下さい。

教育課長（竹田 光芳）

小川議員の町立幼稚園再編整備計画における試案についてのご質問に答弁をさせていただきます。

教育委員会においては、これまで平成30年7月に策定した多度津町立幼稚園、小学校の適正規模適正配置に係る基本方針に基づき、「民有地を取得し整備」、「既存園を拡張し整備」、「町有地を活用し整備」といった3つの整備方法から民有地を取得する候補地を2案、既存の町立幼稚園を拡張する2案、町有地を活用する案、多度津中学校職員駐車場と周辺民有地を取得する案の6候補地を選定し、敷地規模や立地の利便性などの教育環境、幹線道路からのアクセスや浸水想定地区などの地理的条件等の資料を基に比較検討を行いました。教育委員会における協議の結果としては、「本町の地理的中心地に民有地を取得し、整備する案」と「多度津幼稚園と多度津小学校用地を一部取り込み拡張し整備する案」の2議案に絞り込みました。令和3年度には絞り込んだ2案について、詳細な検討を行うため、具体的な施設整備計画及び費用等の資料を作成致しました。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

試案を2つ提案を頂きました。それぞれについての予算はいかほど必要なのか、お答え頂きたいと思います。

教育課長竹田君。

小川議員の2案の試案の予算、事業費についてのご質問に答弁をさせていただきます。いずれも概算事業費であります。本町の地理的中心に民有地を取得し、整備する案が13億400万円。多度津幼稚園と多度津小学校用地を一部取り込み拡張し、整備する案が13億8,200万円でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

どちらの案も相当な金額になりますね。本年6月に新庁舎・地域交流センターを改築落成致しましたが、その返済すべき確定借金と現在整備中、計画中のこれに関連した周辺の道路整備、また、関連して計画しようとしている駐車場などの整備事業、これ以外の駅周辺整備に関するもの。並びに町内における道路拡張整備など各々の返済すべき具体的な額を項目別にお示し下さい。そして、そののちの返済すべき全ての借金のせめて10年先までの年度別の返済計画の額は、いかほどになるのか。お願い致します。

総務課長（泉 知典）

小川議員の各々の返済すべき額とその返済計画の額についてのご質問に答弁をさせていただきます。

まず、令和3年度までの庁舎建設及び都市構造再編集中支援事業に係る借入利息を含む返済総額についてですが、新庁舎建設事業において25.8億円、都市構造再編集中支援事業において2.5億円、合計28.3億円でございます。

今後の借入額等につきましては、事業費が確定していないことから、現在、予算計上されている事業について答弁させて頂くこととなりますが、令和4年度に予算計上されている駅前広場や駐輪場整備など都市構造再編集中支援事業において2.1億円、令和3年度からの繰越事業で、庁舎建設事業において1.2億円、都市構造再編集中支援事業において0.7億円の町債が予算計上されており、令和3年度、前借分2.4億円と合わせて合計6.4億円について、事業終了後に執行額に応じて借入れを行うこととしております。これら令和4年度に執行する事業に係る返済見込額も含めると事業全体の返済総額は、庁舎建設事業において27.3億円、都市構造再編集中事業において7.9億円、合計35.2億円となる見込みです。

次に年度別の返済額についてですが、平成25年度以降、南海トラフ地震に備えるための防災対策として、多度津中学校、消防庁舎、白方小学校、緊急避難路、庁舎及び地域交流センター建設といった大型建設事業を実施してきた結果、町債残高は大きく増加しており、令和3年度末時点において、利子も含めた今後の返済総額は約155.8億円となりました。これに伴い各年度の返済額である元利償還金も増加しており、令和3年度までに借入れを行ったものに対する元利償還額は令和4年、5年

度は10.4億円、令和6年度から9年度は10億円、令和11年度までは9億円から9.5億円程度となっております。

これに加えまして今後も道路改良や排水路改修、公共施設の改修など経常的な普通建設事業を行っていく中で、財源として町債を発行していくこととなりますので、それらが令和5年度以降の元利償還額に加算され、各年度の元利償還金はさらに大きく増加していくこととなります。

起債の種類によっては、その元利償還額の一部が地方交付税に算入されるものもありますが、将来世代の負担の軽減を図るために、今後は極力、町債の発行を抑制し、町債残高の減少に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

ちょっと眩暈がするような金額なんでフラっとしましたけれど。要するに沢山残っておって、今から8年間で80億ぐらい、毎年10億ぐらい返していかないかと。大変な状態ですよ。私も議員もそれに賛同した方ですから、きちっとそれは、監視していかないかん。ということは、今後どういうことを考えないかんのかと。実はこの統合の話の中で、お金の話を出したのは、統合するにも沢山のお金が必要と。それについては、きちっとした皆さん方のご意見をまとめ、そして住民の方々、町民の方々にしっかりとお話をし、ご承認を頂くということだろうと思います。そのために私、お金のお話をさせていただきました。今後、大きな額を返済していかないかと。そして通常のルーティン事業、修繕事業、老朽化したインフラの更新整備、そして福利厚生、福祉の世界、沢山要ります。こういったことも含めた中での今回の統合のお話をさせていただきます。

拙速、つたなく早いと。まずいよなど。いうように急ぎ早く、進めていくということを行き過ぎてはいかんと思います。じっくりと腰を据えて、議論をして頂きたい。教育と財政のバランス、これは、必要十分条件でないといかんと思います。教育に一生懸命考えるのもよろしい、非常に大切なことです。でも、その分の基礎となるお金っていうのも考えていかないかんということだろうと思いますんでね。そういったことに基づいて、ちょっと質問をさせていただきます。

統合の計画と併せて是正していくべきことは、教職員の働き方改革であります。

特に、部活の管理指導です。

前回は質問致しましたが、現状の動きはいかようになっているのでしょうか、ご説明下さい。お願い致します。

教育長（三木 信行）

小川議員の教職員の働き方改革における部活動の管理指導についてのご質問に答弁をさせていただきます。

部活動については学校教育の一環として、学習指導要領に位置づけられた活動です

が、部活動設置・運営は法令上の義務として求められるものではなく、必ずしも教師の担う必要のない業務と位置づけられています。しかしながら、教師の勤務を要しない日の活動も含めて教師の献身的な勤務によって支えられており、長時間勤務の要因であることや特に指導経験のない教師には、多大な負担となっているとの声もあります。このような中、文部科学省においても休日に教科指導を行わないことと同様に、休日に教師が部活動の指導に携わる必要がない環境を構築すべきであるとし、一方では生徒の希望に応えるため、休日において、部活動を地域の活動として実施できる環境を整えることが重要であるとしています。本町と致しましても休日の部活動について、国や県の動向や制度設計等を注視し、部活動の質・量を継続しながら地域移行を図るため、段階的にどのような取組が出来るかを調査研究を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

有難うございます。

働き方改革、これは今、教育長から調査研究を進めてまいりますというお話ですけども、今やそういった段階はもう通り過ぎておるといふ風に私は思っております。統合するのは、じっくり腰を据えて議論を進めていかなければならない。でも働き方改革は、生身の人間が動いている世界です。急ぎ検討し、どういう手を打っていくのか新しい展開にしていくのか、これは絶対必要なことです。是非、早く進めて頂きたいと。

ここでちょっと再質問をさせて下さい。働き方改革は進めていかなければなりません。平日の指導と土曜日、日曜日の指導、これらをいかように棲み分けすればよろしいか。たとえ教職員たちが、部活指導者など進んで引き受ける事があったとしても教育に心血を注いでいる諸先生方、熱心な先生方、尊敬申し上げますが、それが却って改革の妨げになっている場合も考えられます。具体的には余り進んでいないようですけどもこの働き方改革、この案件は急ぎます。教育委員会での議論はどんな内容で予定されておりますか。この進捗度合いや事案についてですね。監督、コーチ、指導者、人材を探しましょう。例えば、退職教員、あるいはアマチュアだけれども長くその道を極め、ほぼ専門家並みになっている方々、教育委員会の教育委員の皆様方、大変でしょうが、それらを探してくるのもご検討願うのも教育委員さんのご苦勞かも知れません。

教育長、お答えできる範囲で結構です。よろしく申し上げます。

教育長（三木 信行）

小川議員の再質問に答弁をさせていただきます。

小川委員のおっしゃるとおり、早く進めていくべき課題であろうかという風には認識をしております。働き方改革の中で部活動とよく取り上げられますが、私自身と

しては部活動そのものが働き方改革の1丁目1番地であるかどうかというのは、疑問が残ってるんですけども、大きな要素であるということは間違いないことだと思っております。それで指導者を探していくということなんですが、教育委員さんが探していくというのは、ちょっと職責が違うと思うので。恐らく、教育委員会の事務局、私も含めてですね、が国等の県の動向を受けながらどう進めていくのかというところになるだろうと思います。で、制度としては進んでいないというのは正直なところですが、ただ、色んなことが出来ないかということは、教育委員会の中でも、教育委員会事務局の中でも、ずっと相談をしていっておりますし、ご承知のとおり、多度津町は1中学校だけですので、校長、そして部活動を指導してる先生方も私よく存じておりますので、常にどんな練習をして、どんな状況で、どんな気持ちで部活動してるっていうのは、十分掌握をしております。で、まず現状で言いますと、多度津中学校の方も外部の力を借りていない訳ではありませんで、例えばサッカー部の方は2名の部活動指導員ということで、これは賃金として県や国の補助を頂きながら、町費を出して指導をしております。ただサッカー部に限っては顧問の方も専門性があって重なっているところがあります。残りの部活動については、10の部活動で外部コーチ、あるいは外部団体によって指導頂いております。ソフトテニスも古くからコーチをして頂いたり、最近コーチとして入って頂いてる方もおいでます。あと、少林寺拳法、レスリング、空手、体操等は競技団体の方で行っておりますので、引率も含めて教員の負担はそんなに大きくないということが言えて、10の部活動は外部コーチが入り、5つの部活動はその中でも運営引率もその方が主導して頂いているところなんです。現実問題として、例えばバスケットボール部あたりは、やはり外部の指導者がもう少し欲しいというのが現実であります。で、もう片一方ですね、国が目指そうとしているところは、総合型地域スポーツクラブとか民間の団体の方に一括して任せて、そこから派遣しようということにして、当然そこには制度設計とか、それから大きな費用が発生するところなので、町単独でスタートするのはなかなか難しいと思っております。だから、校長とか先生方とも話をしているんですが、現実的に、もしも今動けるとすれば、少しでも先生の負担を減らそうとすれば、やはり議員のおっしゃったとおり、指導出来る方を募ってみるということは必要かと思っております。で、また三豊市のように大きく公募してするのか。あるいは、町のある体育協会とかスポーツ少年団と色々協議をしながら、そういう指導者という辺りを探していくのかという問題があると思っております。それから今後、部活動指導員は謝金を払っておりますが、外部コーチは払っておりません。そういうあたりも、もしもお金を付けるとすれば、そこにも予算措置が要ります。だから、大きくそういう風に求めるとすれば、そういった予算措置、設計というのが必要になってきます。その辺りをしっかりしないといけないと思っております。最後にもう一つ、私自身もちょっと部活の指導をしてきた経験もありますし、

先生の働き方改革ということで先生の顔も浮かびますが、中学生たちの顔も浮かびます。今後、これが働き方改革だけが先行して、拙速にこの制度だけを進めていった時に、中学生年代のスポーツ環境というのが後退する可能性もあると考えております。部活動というのは、技術指導だけでなくメンタル的な指導もありますし、中学生の部活動は、競技だけじゃなくて色んなトラブルもあります。今、教員・先生たちはそこを拾って解決を迎えますが、外部から来て頂いた方がそのトラブルを責任を持って意識を持って解決している方がどれだけいるのかとか、そんなことも考えてしまうところもあります。いずれにしてもその辺りを総合的に考えながら、進めていく必要があるという風に考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（小川 保）

今、教育長からしっかりとしたご回答頂きました。有難うございます。私も余り存じ上げてない内容もお話し頂きましたが、本当に感謝申し上げます。ただ先ほど中野 一郎 議員からもありましたSSWの話ですけれども、実は生徒だけでなしに教職員の方々もひょっとしたら対象になるのかなと思う場面も感じられておりますので、そういう意味からも働き方改革、スピードを落とすことなくやっていって頂きたいなと思っております。よろしくお願い致します。

以上で9番、小川 保、終わります。有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって9番、小川 保 議員の質問は終わります。

次に2番、門 秀俊 君。

議員（門 秀俊）

2番、門 秀俊、一般質問させていただきます。

瀬戸内国際芸術祭 2022 についてです。9月29日木曜日より、瀬戸内国際芸術祭 2022、秋開催が始まります。本町高見島では4回目の開催となります。今回は過去の作品のリニューアルを含め、高見島、本土側合わせて15の新作と17の作品が予定されるとお伺いしております。しかし、今年は過去3回の瀬戸内芸術祭とはまた違った開催となることでしょうか。それは、新型コロナウイルス感染症対策を行うことです。この夏、新型コロナウイルス感染者の第7波で感染者が劇的に増加したということです。報道によると過去と対比して春会期は60%、夏会計は80%の来場者とされています。後の発表で70%と言われてました。ウィズコロナということで、徐々に回復傾向にあるようです。瀬戸内国際芸術祭で来島されるお客様は、定期船を利用されることでしょうか。高見島の島民だけではなく、佐柳島の島民も定期船を利用します。島民のほとんどの方が、高齢者です。よって、新型コロナウイルス感染症対策は最も重視しなければなりません。

ここで質問に入らせて頂きます。3月での一般質問でもお伺い致しましたが、第7

波での感染者が増加しましたが、島内での感染対策はその後、変更または強化したものはありますか、お伺い致します。

政策観光課長（土井 真誠）

門議員の島内での感染対策についてのご質問に答弁をさせていただきます。

瀬戸内国際芸術祭 2022 における新型コロナウイルス感染対策につきましては、政府の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針及び新型コロナウイルス感染症に対する香川県対処方針を基本的な指針として、新しい生活様式や業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインなどに基づき、県実行委員会が策定した新型コロナウイルス感染症対策の指針に基づき、対応してまいります。この指針につきましては、夏会期時点では令和4年3月定例会でお答えした内容からの変更はなく、指針に沿って、飛沫の抑制や手洗い、消毒、換気、密集の回避など基本的な感染対策を徹底するとともに島ごとの状況に応じて、来場者の検温及び体調確認や有症状者の発生時の対応などを適切に行うこととなっていました。しかしながら、県内での新型コロナウイルス感染者が増加していることを踏まえ、令和4年7月14日に開かれた香川県新型コロナウイルス対策本部会議において、高松港における高性能検温器やミストファンの設置による感染対策の強化、発熱等の症状がある方に来場をお控え頂くことや出来る限りワクチン接種を行った上で来場すること。マスクの適切な着用を徹底することなどの周知の強化、地域の交通機関や宿泊施設、飲食店などに対して、それぞれに対応する感染拡大予防ガイドラインの遵守など必要な対策が講じられるよう協力要請を行うこと。その他、多言語での周知強化などの対策強化が図られました。現時点では、秋会期における対応について特段の通知等はございませんが、県実行委員会と密接に連携をとりながら適切に対応を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

有難うございます。

続いて来島者と島民が同じ定期船に乗船しますが、区別はしていますでしょうか。よろしくお願ひします。

政策観光課長（土井 真誠）

門議員の定期船の乗客の区別についてのご質問に答弁をさせていただきます。

定期船への乗船につきましては、検温などを実施し、乗船券を購入頂いた後、多度津港棧橋上で島にお住まいの方、佐柳島に向かう方、芸術祭来場者に分けて整列して頂くこととしております。乗船時は最初に島にお住まいの方、次に佐柳島に向かう方、最後に芸術祭来場者の順番で乗船案内を致します。また、定期船をお待ちの人数が定員を超えている場合、付け舟を運行致しますので、その際は付け舟に芸術祭来場者をご案内致します。付け船は佐柳島には行きませんので、島

にお住まいの方と佐柳島に向かわれる方につきましては、定期船にお乗り頂くようご案内致します。なお、船内で乗客の区別を行うことは出来ませんが、棧橋上でマスクの着用など基本的な感染対策にご協力して頂くようにお声掛けし、乗船されている高見島、佐柳島の住民の方々が不安を感じることがないように努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

有難うございます。

島民の方々は、船内が来場者と1番近くになります。感染対策の徹底の方、よろしくお願い致します。

次いで質問です。瀬戸内国際芸術祭を盛り上げるためには、ボランティアの方々の協力が必要です。今年度はどのような対応をされていますか。お願い致します。

政策観光課長（土井 真誠）

門議員のボランティアの方々の協力についてのご質問に答弁をさせていただきます。

芸術祭につきましては、過去3回とも議員の皆様を始め、多くの個人、企業、団体の方々にボランティアスタッフとしてご協力頂いております。今会期につきましては、高見島の屋内作品が前回の9作品から10作品に増えていますが、作品受付が2ヶ所となったことで、高見島会場に必要なスタッフの数は減っています。しかしながら、新たに本通地区でも屋内作品が2作品展開されることから、引き続きボランティアスタッフの方々のご協力が必要な状況でございます。現在、町内の企業、団体などへお声掛けを行うとともに、瀬戸内国際芸術祭公式サポーターである「こえび隊」と多度津町への隊員の派遣について、調整をしております。また、大変恐縮ではございますが、前回に引き続き、今会期につきましても議員の皆様のご協力を賜りたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

再質問致します。

今回は屋内作品に人がつかないと聞いておりますが、屋内作品の中で密にならない対策と展示物が損傷しないような対策はどのように考えられていますか、お願い致します。

政策観光課長（土井 真誠）

門議員の屋外展示の管理についての再質問に答弁をさせていただきます。

屋内作品につきましては、前回会期までは各作品に受付を設置し、各作品1名から

3名のスタッフで受付業務を行っておりました。今会期では本通地区の作品につきましては、従来どおり各作品での受付となっており、受付スタッフを配置することとしております。高見島会場の屋内作品につきましては、前回は上回る10作品が展開されており、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、「こえび隊」などの人員確保が難航している中で、全ての作品に受付スタッフを配置することは困難であるため、県実行委員会が作家の方々の意向を確認した上で、作品受付を集約することと致しました。具体的には、浜地区にあります「時のふる家」と「高見いこいの家」前の2ヶ所に受付を設置することとなりました。「時のふる家」以外の高見島の屋内作品につきましては、損傷、トラブルなどがないかを3名のスタッフが手分けをして定期的な巡回を行います。併せて、作品に触れないようにと掲示の方も行う予定でございます。また、密集対策につきましては、スリッパを使用する作品では、あらかじめ密にならない人数分のスリッパを用意しておき、入り口にスリッパがない場合は入場お待ち下さいといった掲示を行います。その他の作品につきましても入り口に掲示を行い、対策するとともに巡回スタッフが適宜声掛けを行います。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

はい、有難うございます。

次の質問に入ります。本町の本通地区に2ヶ所、展示物があるとお伺いしていますが、来島者の方々にどのような案内の動線を考えられていますか。よろしくお願ひします。

政策観光課長（土井 真誠）

門議員の本通地区への動線についてのご質問に答弁をさせていただきます。

芸術祭に会場して頂いた方々への本通地区への動線につきましては、JR多度津駅、多度津港、どちらからも徒歩約10分で移動出来ることから、シャトルバスをご利用される方々に対し、駅、港の両方で、徒歩での本通経由の移動をお声掛けしたいと考えております。本通地区の作品につきましては17時まで鑑賞することが出来ますので、高見島会場の鑑賞を終えた方も16時15分、多度津港着の定期船でお戻り頂ければ、本通地区の作品を鑑賞することが可能となっております。また、お車でお越しの方につきましては、旧職員駐車場から徒歩で移動頂く動線をお勧めしたいと考えております。その他、県実行委員会が作成し、町内各所に設置する案内看板にも「多度津まちなかプロジェクト」の場所を表示し、来場者の方を誘導出来るように準備を進めております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

次の質問。会期終了後の展示物の活用方法はどのようになっていますでしょうか

か。

政策観光課長（土井 真誠）

門議員の会期終了後の展示物の活用方法についてのご質問に答弁をさせていただきます。

会期終了後の作品につきましては、会期終了後には原状に戻す。すなわち会期中のみの作品が原則となっています。継続作品につきましては、屋内作品、屋外作品を問わず、芸術祭が閉幕した後、県実行委員会が決定することとなっています。継続された場合、屋外作品につきましては、常時公開となりますが、屋内作品につきましては、原則一般公開が出来ません。現在、高見島におきましては、屋外作品の継続作品はなく、屋内作品の継続作品のみが県実行委員会主催の「アート瀬戸内」などのイベントで特別に公開されています。今会期の作品につきまして、どの作品が継続となるか現時点では決定しておりませんが、屋外作品が継続作品となった場合は、芸術祭開催期間以外に本町を訪れる方が増加するような情報発信等を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

次の質問行きます。

来島された方々への多度津町の魅力など、アピールするものの工夫は何をされていますでしょうか。

政策観光課長（土井 真誠）

門議員の多度津町の魅力アピールについてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町の魅力アピールにつきましては、会期中、多度津港案内所、高見島案内所に観光パンフレットなどを設置し、来場者の方々への情報発信を行います。前回会期では来場者の方々に直接パンフレットを手渡していましたが、今会期では新型コロナウイルス感染対策として、原則、設置してあるパンフレットを来場者の方自身でとって頂くこととなっていますので、設置の方法などを検討し、より多くの方に手に取って頂けるように努めてまいります。また、観光のみならず、ふるさと納税のパンフレットも設置し、本町にご寄附頂ける方を増やしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

再質問致します。JR多度津駅でのPRの方はどのように考えられていますでしょうか。よろしくお願いいたします。

政策観光課長（土井 真誠）

門議員のJR多度津駅でのPRについての再質問に答弁をさせていただきます。

会期中はJR多度津駅から多度津港を結ぶシャトルバスを運行致しますので、シャ

トルバスの座席に観光パンフレットやふるさと納税に関するパンフレットなどを設置し、利用者の方々に対し、本町の魅力をPRしたいと考えております。設置したパンフレットはバス車内でお読み頂くだけでなく、お持ち帰り頂き、定期船や帰りの電車などでお読み頂くほか、陸地部での散策にも活用頂きたいと考えております。シャトルバスは、前会期も多くの方にご利用頂いておりますので、1人でも多くの方に本町の魅力を発信出来るよう準備を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

今会期終了で、3年後の瀬戸内国際芸術祭2025に参加する予定はありますか、お答え下さい。

町長（丸尾 幸雄）

門議員の瀬戸内国際芸術祭2025への参加についてのご質問に答弁をさせていただきます。

瀬戸内国際芸術祭につきましては2010年から開催され、今回で5回目、本町は2013年から参加しておりますので、4回目の参加となります。2019年の前回は、過去最多の約118万人の方が訪れ、経済波及効果は芸術祭全体で約180億円に上りました。今会期は、コロナ禍での開催ということもあり、春会期・夏会期では、最終的に、ともに前回の約6割の来場者数となっております。秋会期での来場者数や今回初めて実施される陸地部での作品展開による本町への効果等を検証しながら、次回以降の方針を検討するべきであると考えております。また、県知事が交代されましたが、現時点で次回以降の芸術祭に対する方針は示されておりませんので、今後の県の方針等を注視しながら参加についての検討を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（門 秀俊）

有難うございます。

瀬戸内国際芸術祭の成功は、町全体での協力が必要です。また、香川県の多度津町をアピールすることで、関係人口の増加のチャンスでもあると思います。また、先日、監査役報告にもありましたが、外国語表記の案内掲示板を設置するとともにQRコードでの町内スポットや飲食店の位置を表示することや駅や港での観光ビデオを放映するとありました。まだ出来ることがあるかも知れません。瀬戸内国際芸術祭の会期中にまだ間に合うことは間に合うと思いますが、いかがでしょうか。要望とさせていただきます。

以上で、一般質問を終わります。

議長（村井 勉）

これをもって、2番、門 秀俊 議員の質問は終わります。

ここで暫時休憩致します。再開を2時45分に致したいと思っておりますので、よろしくお

願ひ致します。

休憩 午後2時25分

再開 午後2時45分

議長（村井 勉）

休憩前に引き続き、一般質問を再開致します。

次に6番、松岡 忠君。

議員（松岡 忠）

6番、松岡 忠、令和4年9月議会の一般質問を1問1答方式で行います。まず、1問目、幼稚園の統合についてであります。

この質問は、私が以前から質問していますが、今回もその続きです。6月議会で教育委員会から報告がありました2案については、皆さんご承知だと思います。このことについて、町長は自分では決められないとの答弁がありました。教育長の答弁ではA案の多度津の中心部に土地を確保して、新しい幼稚園を建設することがいいのではとの答弁を頂いております。議会の方でも大半の議員さんが同じ考えであります。あとは誰の考えが必要になりますか。町長は、この次の町長選にも出馬の意向を示されましたが、この幼稚園の統合計画をこの任期中には結論を出せないのでしょうか。この計画を棚上げには出来ないと思っておりますが、町長のお考えをお伺いします。

町長（丸尾 幸雄）

松岡議員の幼稚園の統合についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員がおっしゃるとおり、6月の総務教育常任委員会において、教育委員会よりこれまでの経緯及び多度津幼稚園と多度津小学校用地を一部取り込み拡張し、整備する案（A案）と本町の地理的中心地に民有地を取得し、整備する案（B案）、この2つの案の詳細な検討結果を報告致しました。議員がご指摘している町長は自分では決められないことに関しては、幼稚園の統合のような重要な議案は1人で決めるものではなく、住民の皆様や関係者の皆様のご意見を頂いた上で、合議制のように決めたものを町議会へ提案をし、議決を得る必要がありますので、私の一存で決める訳ではないということでもあります。幼稚園の統合に関しましては、施設の老朽化や幼児数等を考えると必要なことと考えておりますが、報告のとおり多大な費用が発生致します。町の財政状況を勘案し、適切な時期に議会へ提案致します。また、議会に対しても丁寧な説明をしてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

丁寧な答弁、有難うございます。

いつもこの前の6月議会の時でも、町長の答弁と今回の答弁と全く変わりません。町長の方から特別委員会の方でA案・B案いう2つの案が教育委員会から示されたというのではなく、6月議会の時点で教育委員会からは、これA案・B案のAとBと間違ふとんやけど、多度津の中心部に土地を確保して、新しい園を造るという答弁を受けておりますので、その答弁に対して議員の方でもそっちの方がええんでないかという、皆んなの声があります。町長で決められないというのではなくて、町長がどっちで行こうかなという、これ、2つに1つの答えになると思うんですが、町長が決めたらず必ずそれでやるというようなお考えでありますか、それをお聞きします。

町長（丸尾 幸雄）

質問にお答え致します。

私1人では、どんなことも決めたことはありません。それです、私どもの理事者側の方で色々案を出して、そしてその中には、町民の皆様方のご意見とか、またご要望とか、そういうこともお聞きしながら、私どもの中で議案を作成します。そしてその議案を議会に提出をし、そこで議決を頂くというのが普通のことだと思っています。従いまして、私が単独で今までも決めて、それを議会に提出したことは1度もありません。それだけははっきりと申し上げておきます。それは、そういうことをすると議会軽視になります。それと、私が自分の考えで議会に提出するということは、それは議会軽視になります。ですから、今も申し上げましたように、合議制というのは1人で決めるんじゃないで、2人以上の方で決めていく。それが合議制ですから。その合議制の中で、色々案を町民の皆様方にもご意見をお伺い致しながら、私どもの方で案を策定をし、そしてその案を議会の方に提出致します。その折には、議会の皆様方にも丁寧な説明を行ってまいります。以上です。

議員（松岡 忠）

私が言いたいのは、町民の方から聞かないかんというのではなくて、教育委員会には教育委員としての代表の各地域からの代表の人はいます。その人らがある程度の案を決めたんと今言う、町議会の議員さん、これは町民の代表の人です。その人の案もある程度あるんで、それを踏まえて町長に判断して頂きたいと思うんで。午前中の古川議員の一般質問の中で、総務課長が新規事業はもう、今の多度津の財政難では出来ない。ということは聞いたと思うんですが、その辺が町長、引っ掛かるんですか。

町長（丸尾 幸雄）

松岡議員の再質問にお答えを致します。

財政的に大変苦しいというのは、今日の一般質問でも古川議員、また、小川議員の方からもご指摘がありました。お2人がご理解されているように、今の多度津町の財政は非常に困窮をしております。それは間違いもないことですが、今、この

困窮したのは、私の時代の前の時に大きな借金をしておりました。そのことがありながら、今、町民の生命を守るための南海トラフの引き起こす地震とか、そういうことをやってまいりましたので。沢山の。それに加えて、沢山の借金が出ております。その借金は全部返済をしなければいけません。それは私の責務です。ですから、それをまず考えながら新たな事業・施策に取り組んでいくということでもありますので、やらないとか、そういうことは一切言ったこともないし、考えてもおりません。以上です。

議員（松岡 忠）

有難うございます。

単純な話で2つの案があって、町長はどちらの考えが決定ではないんですが、こちらの方がええなとか、その辺の答えも出せないのですか。

町長（丸尾 幸雄）

何回も同じ答弁になってしまうんですけども、私も理事者側の1人ですので、私の意見は言います。私の意見は言いますが、そのことに固執をして私の意見を通すようなことは、今まで一度もしたことはありません。それは、先ほども申しましたように合議制という中で、みんなで決めていく。専制主義とか、また、独裁とかそういうことではありませんので。私どもは民主主義の中で、そういう合議制をとっている訳ですので、そういうことを踏まえながらやっていきます。

それともう一つは、住民自治という言葉があります。私どもが行っていること。これは、全てが住民サービスの向上に努め、そして住民の幸せの向上を求めていくこと。これが公務員としては最大の責務であります。

そういう中で、町民、住民のご意見をお伺いするというのは、当然のことです。この物事を決める時に、議会と理事者側だけで決めるものではありません。これは住民自治という考え方の中で、一旦決まった後もパブリックコメントというのを頂いておりますけども、その前にも住民の方とそれぞれに話し合いをしながら、住民のニーズというのを、それから住民がどちらをよく思っているのか。そういうニーズですね。そういうものを私どもの方で取上げて、そして、私どもの中でそれを踏まえて議案を作成をして、議会の方に提出をしてまいります。その時には、議会の皆様にも丁寧な説明をさせて頂きながら、ご議決を頂きたいと願っております。終わります。

議員（松岡 忠）

今、町長が申されましたが、私は町長が言う、何でも自分で決めよというんでは、そういう気持ちはありませんが、今まででも議会の方に協議をする前に、もう報告事項で議会の方に出してくる議案も沢山あります。そういう意味で今言う、幼稚園の問題に関しましても、まだ多度津幼稚園の跡地というのは場所は決まっていますが、他の地域ということは、まだ何にも決まってません。その辺で、一応こういう

取りあえず他のところでやってみようかなという答えがありましたら、それなりの議員さんの地元に戻っての動きもあるんでなかろうかなと。教育委員会の方にしてでも教育委員さんの方で、その辺の動きが出来るんでないかと。そういう意味で、ちょっと質問しとるんですが、全く答えは同じですか。

町長（丸尾 幸雄）

同じ事の繰り返しになりますけども、ただ一つ、今の松岡議員のご発言の中で、これまで何回も自分が議会に相談せんと決めたことがあるというようなこととお話ししておりましたけども、それを具体的にまず、説明して下さい。どういう議案があったのか、それを説明して下さい。

議員（松岡 忠）

今、町長が言いましたように、私、町長の方から答えを出してしもうたと。いうのは、1番目は、ここの土地の問題ではないですか。ここに町有地があったから、新庁舎がここへ来た。それも町長の考えで、町有地に建てるという答えが出たと私は聞いておりますが、

町長（丸尾 幸雄）

よくあの時のことを思い出して欲しいんですけども、私の方からここに決めると言ったことはありません。この土地は、私が町長に就任させて頂いた時に、すぐ、まず1番に土地開発公社から購入をした土地です。この土地は、庁舎に使うという気持ちは全くありませんでした。その時は、庁舎の建て替えというのはまた別のところで、前の町長の時からのそういう考えもありましたので。ただここは、賑わいを創出をする。ということで、この土地を初めに購入を致しました。ですから、最初から町役場を建設するという気はありませんでしたけども、旧役場の周辺が浸水エリアになる。この地域交流センターとそれから町役場を建て替えを早くしなければいけないといった思いは、いつ起こるか分からない南海トラフの引き起こす大地震が起こると旧役場、それから総合福祉センター、これはひとたまりもない。そうすると町民の命が失われることが想定されます。そういうことをまず防ぐのは、私どもの責務というのか務めでありますので、そういうこと起こさないために、なるべく早く、この役場の庁舎、福祉センターを建て替えする必要に強く迫られておりました。その中で、従来、ここに建てようかなと思ってたところが、浸水エリアになって、そしてそれを建てるが出来ない。それで議会の皆さん方にご相談を致しました。そしてその中で、議会の皆さん方から議決を頂いたと私は確信をしております。私が1人で、勝手に決めたことではありません。そここのところは、それぞれ皆さん方の解釈によるとは思いますけども、私はそういうことを1人でやったということは、全然思っておりませんので。議会の中で、ご議決を頂いたと感じております。以上です。

議員（松岡 忠）

今の答弁の中で、その答弁を出したのは、私らが議員になる前の答弁だったと思います。私が議員になった時にはもう場所が決まって、もう聞く耳を持たないというような感じの返事がありましたので。私が聞いたところでは、ここの土地は、町長がどっかに売却して町を活性化しようかという考えを持つとった土地みたいには聞いております。どちらにしても私が最終的に言いますが、町長には、この幼稚園統合問題をやる気があるのかなのかだけ最後に聞いておきます。

町長（丸尾 幸雄）

私は、この多度津町役場の1番トップでおる訳です。

そして、自分は皆さん方と相談をしながら、施策、事業、そういう施設整備、そういうものを行ってまいりました。皆様方のところへ議会にも提出したり、ご相談したりしていることは、私がやりたいから皆様方に相談をしたり、また、理事者の方でも色々と策って言ったらおかしいですけど、議案というのか素案を作ろうと思っている訳なんです。そういう中で、自分がやりたくないことを議会の皆さん方に提案するということは、まずとんでもない。そんなこと出来る訳がないと思っていますので。そういうことを言われる議員さんの少し常識的なこと、疑問に思っているところです。今も何回も同じようなことを質問されてますので、同じことの答弁になります。以上です。

議員（松岡 忠）

今の答弁、私の答弁ではないんですか。私の質問した内容、分かったの答弁が今の答弁なんですか。

町長（丸尾 幸雄）

松岡議員の質問に答弁をしたつもりであります。

そしてこのことは、当然ながら考えているので、議案を出した。そして今、教育委員会の中でもこのことについて今、検討し、そして住民の皆様方にも説明をしながら、ご理解を頂くように今、進めているところであります。

議員（松岡 忠）

新しく今、町長から話がありましたが、教育委員会の方では、もう答えが出とんですが、その答えは何にもならんのですか。

町長（丸尾 幸雄）

今、私が理解しているのは、A案とB案というのが今、教育委員会の方から出ていると思っています。そのことについて、今から町民の皆様にも理解を頂き、そして議会の方に提出をしてまいります。以上です。

議員（松岡 忠）

今、町長の方からA案・B案という2つの案しか出てないという話がありましたが、6月議会の時点で、教育委員会から教育委員会として検討した考えを今、申し上げますと、教育委員会としては新しく多度津町の中心部に新たな土地を購入して

建設する方がいいのではないかという風に考えていますという答弁を頂いておりますが、これは、町長どうお考えですか。

町長（丸尾 幸雄）

そのことは、教育委員会の方での見解だと思っておりますので、町全体としての見解ではありません。それはまだ決まっておりませんので。今、出しておりますようにA案とB案、そのうちのそこまでは絞り込んでいます。そのA案とB案の中で、どちらにするかということは今、議論をしておりますし、そして、財政状況もちろん考えていきますけども、これから町民の皆さん方にもこのことについてのご理解を頂かなければなりません。住民自治という中で、私どもがやらなければいけないのは、理事者側と議会の間だけで決めることではないと思っております。住民の理解を得ることが、やはり1番大事ではないか。それが私ども公務員の務めだと感じております。以上です。

議員（松岡 忠）

町長は、町民・町民と言いますが、私ら議員は、町民から選出された立場にあります。

町民一人一人の意見を聞くのではなく、町民の代表としての我々の意見も聞いて頂きたいがなと思っております。本当に幼稚園、出来るんですかね。

町長（丸尾 幸雄）

何度も同じ答弁になってしまいますけども、財政状況を勘案しながら、今、差し迫っている少子化の中で、幼稚園・小学校の統合というのは必要だと思っております。その中で、議員の皆様方とも話をしながら小学校よりもまず、幼稚園の方が先ではないか。幼稚園の方が老朽化が進んでいるので、小学校も幼稚園も耐震は出来ておりますけどもどちらかといえば、幼稚園が早いんではないか。そういう考えの中で進んでおります。以上です。

議員（松岡 忠）

もうこれ以上の質問は町長に対しては、しても意味がないなと思うんでしません。次の質問に参ります。2問目、移住・定住についてであります。

今年の8月10日の四国新聞に令和3年の総務省の人口動態調査において、全市区町村の88%は人口がマイナスであった。町村を見ると人口減少数トップは、香川県多度津町の664人であり、不名誉なワースト1位でありました。多度津町も移住・定住には力を入れていると思いますが、この結果をどのように捉えているかお伺いします。また、この政策については、どのようなことを実施しているのか併せてお伺いします。

政策観光課長（土井 真誠）

松岡議員の移住・定住についてのご質問に答弁をさせていただきます。

議員のご質問のとおり、本年8月10日の四国新聞に全国の町と村の中で令和3年中の人口減少数が最も多かった町として、本町の名前が掲載されました。このことにつき

ましては、町として移住・定住の促進を目的とした様々な施策に取り組んでいる中、大変厳しい結果になったと受け止めております。今回の新聞記事は、総務省発表の住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数という資料を基にしたもので、外国人も含んだものでございます。要因分析を行うためにこの資料を詳しく調べてみますと、令和3年中に減少した664名の内訳は、出生数と死亡数の差引きによって算出される自然増減による減少が174名、転入数と転出数の差引きによって算出される社会増減による減少が490名となっております。さらに、この社会増減による減少数の内訳を見ますと日本人の減少数は146名、外国人の減少数は344名であり、外国人の社会減少数は、総人口の減少数と同様に全国の町や村の中で1番多い人数となっております。このことから、外国人研修生を多く受入れている町内企業に令和3年中の状況を聞き取ったところ、新型コロナウイルス感染症の影響により、外国人の入国制限がかかったことで、研修期間を終えた方は帰国したけれども新たな外国人研修生を受け入れることが出来ない状況になったというお話を伺いました。本町と致しましては、コロナ禍による外国人住民の大幅な減少がこのたびの結果に繋がったものと考えておりますが、日本人につきましても減少数が増えていますので、引き続き、他市町の事例を参考に効果的な施策を研究してまいります。

次に、本町への移住・定住の促進を図るため、現在実施している施策と致しましては、第2期たどつ輝き創生総合戦略に掲載しております本町の認知度向上や地域への誇りや愛着の醸成を図るタウンプロモーション事業などを始め、県外からの移住者を対象とした家賃補助制度や町内で新婚生活を送る夫婦を経済的に支援する制度など様々な施策を実施しております。コロナ禍において、社会情勢や人々の価値観が変化している中ではございますが、多度津町に住みたい、住み続けたいと思って頂ける方を増やしていけるよう、今後も移住・定住の促進に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

再質問です。本町で移住・定住の促進を図るために色んな政策を実施しているとありました。令和3年度の実績、令和4年、今、途中になるんですが、その辺が分かりましたら、お願い致します。

政策観光課長（土井 真誠）

松岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

まず、移住者を対象にしました家賃補助制度である多度津町移住促進家賃等補助金につきましましては、香川県外で3年以上在住した後、一時的な居住ではなく定住の意思を持って多度津町へ転入した共に40歳未満の夫婦などを含む世帯、または3親等以内の未成年の親族を含む世帯を対象として、住宅の賃貸借契約締結に関して要した初期費用や転入した月の翌月から2年間のうち、最長で1年間分の家賃の一部を補助している制度でございます。制度上年度を跨いで補助を受けられている方もいらっしゃいま

すが、令和3年度の実績と致しましては、6件の補助を行っております。令和4年度は、8月末時点で3件の補助申請を受け付けています。

次に、町内で新婚生活を送る夫婦に対する支援制度である結婚新生活支援事業補助金につきましては、地域における少子化対策の強化や経済的不安の軽減を図ることを目的に、婚姻時点で夫婦ともに39歳以下、かつ、夫婦の所得の合計が400万円未満の世帯を対象として、住居費や引っ越し費用などの一部を補助している制度でございます。こちらの令和3年度の実績と致しましては5件の補助を行っており、令和4年度は8月末時点で、3件の補助申請を受け付けております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（松岡 忠）

有難うございました。

移住・定住、人口を増やすと。これ1番大事な話なんで。特に若い人が、この多度津町に住んで頂きたいというんで、内容も色んな内容があると思いますが、政策の方で中身を考えて頂いて、1人でも多く多度津町に移住・定住して頂けるように、よろしくお願い致します。

これで私の一般質問を終わります。有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって6番、松岡 忠 議員の質問は終わります。

次に11番、隅岡 美子 君。

議員（隅岡 美子）

11番、隅岡 美子、一般質問をさせていただきます。

1点目の質問は、防災対策についてであります。

2点目の質問は、男性個室トイレにサンタリーボックス設置についてであります。一問一答方式でよろしくお願い致します。

それではまず、1点目の質問、防災対策関連で2点についてお伺い致します。

昨年5月施行の改正災害対策基本法で、自力避難が難しい障害者の避難ルートなどを決める個別避難計画の作成が自治体の努力義務となりました。個別避難計画策定状況（令和4年1月1日）内閣府、消防庁調べ1,741自治体でございますが、策定済みが137団体、7.9%、一部策定済み1,030団体、59.2%、未策定574団体、33.0%となっております。質問です。①災害弱者の命を守る個別避難計画の取組状況についてお伺い致します。よろしくお願い致します。

町長（丸尾 幸雄）

隅岡議員の災害弱者の命を守る個別避難計画の取組状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

昨年の5月に災害対策基本法の一部を改正する法律が施行され、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保を図る観点から、避難行動要支援者一人一人の個別避難計画を

作成することが努力義務化されました。本町におきましても避難行動要支援者名簿に登録している方の個別避難計画の作成に取り組んでおり、福祉関係者や自主防災組織など、避難支援等関係者との調整を重ね、本年の8月末に作成を開始し、現在、避難行動要支援者やその関係者から18件の提出があり、全体の約10%となっております。今後も引き続き、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成、更新を適宜行うとともに住民の皆様方に避難行動要支援者の避難支援等の取組について周知を行い、より多くの方にご理解とご協力を頂き、災害対策の体制強化を図りたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

答弁でございました。町長のご答弁の中から何点かについて質問をさせていただきたいと存じます。

まず、この結果18件の提出があつて、全体の約10%となっておりますということのどういった内容のアンケートの結果でしょうか。また、詳しい内容がお分かりかと存じますが、その点よろしくお願い致します。

総務課長（泉 知典）

隅岡議員の再質問に答弁をさせていただきます。

まず、この18人の根拠なのですが、まず、避難行動要支援者という名簿というのを作成する必要があります。それは、自分で避難出来ないかも知れないというこの要件がございまして、この避難行動要支援者名簿の要件と対象となる方、まず1つ目に世帯全員が75歳以上かつ要介護1以上の認定を受けている世帯に属する方、2. 要介護3、4、5の認定を受けている方、これが要介護関係のことでございます。次に3. 身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている方、4. 療育手帳のAの交付を受けている方、5. 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方、6. 町の生活支援を受けている難病患者、この対象者の方につきまして昨年の11月の末に名簿作成の依頼、ご協力ということで文書を送付させていただきました。その対象者数が、221名でございます。このうちまず、そのうちの204名の方から何かあった時の名簿情報の提供をしても構わないというお返事を頂いております。このうち、18名の方から個別避難計画というのがございまして、自分がどういうものを、例えばものが見えないとか、音が聞こえないとか、そういう風なリストにチェックして頂いて、同居する家族の状況でありますとか緊急連絡先でありますとか、それと自治会、どの方に、どの団体に、緊急時の応援を求めるかというのが必要になりますから、それを記載したものを、自治会の方に返送してもらうことになっております。その数が、ちゃんとしてこうこうします。こう出来ますって言われた方が18名おられるということです。

以上、答弁させていただきます。

議員（隅岡 美子）

総務課長の答弁の中から、なかなか221名に対して18名という結果になってはおりま

すが、なかなかこう、策定の方がどこの自治体も先ほど調べた結果、町長は、この8月時点で策定をしたということで、未策定の574団体の中に入っていると私は推測を致しますが、何でどうしてこの策定がなかなか進まないかということで、この間、集まって色々議論した結果、結論に至ったのは、やはり個人情報保護法の観点で、なかなか教えて頂けないという意見が多かったように私は思いました。その点、どうお考えでしょうか。お願いします。

総務課長（泉 知典）

隅岡議員のご質問に答弁させていただきます。

確かに、個人情報を出したくないという方ももちろん多いと思います。それに加えて、あくまで対象者は211名おられますけども自分で何とかなるっていう、思われてる方もおられると思いますので、失礼な言い方ですけど何とかして欲しいという方が、今18名ということで、もちろん我慢されている方とかもおられると思いますので、それは2度・3度とどう致しますかということは、確認をさせてもらってます。ただ、必要ないという返事をしてもらっていませんので、確かに個人情報が出る。または、応援を求めるということは、地域の自治会等に自分の家族の状況を教える。こういう障害がありますとか、こういう状態ですってことということになりますので、それは当然、ためらうべきことだとは思っております。しかしながら、どうしても自分が動けない時があると思えば、それも救自助、援助という形でして頂くためには、それを出して頂くことも必要だと思いますので、その件にその点につきましては、ゆっくりとこちら私どもの方も説明をしていきながら、出来るだけ提出して頂くような促し方をしていきたいと思っております。

以上でございます。

議員（隅岡 美子）

この個別避難計画は、令和3年からおおむね5年までの5年程度で作成をすることを市・町にお願いをしているそうでございます。従って、今、8月に作成を着手をしたということで、5年までに作成をしなければいけないということは、ある程度は前倒しにして、本年度中の令和4年度中に策定、作成をすることが大変、重要と私は考えておりますが、その点、いかがでしょうか。お願いします。

総務課長（泉 知典）

隅岡議員のご質問に答弁させていただきます。当然、早く作るのは大事でございます。ただ、いま現実的に18名ということで、18名のみで策定するべきなのかそれとも一度そこで区切ってやって後で追加で入れていくものかっていうものは、非常に考えるべきところではあります。そういう意味では、年度中には非常に難しいかも分かりませんが、出来るだけ早く、取りあえず形とした名簿といいますか、計画を策定するような努力はしていきたいと思っております。以上でございます。

議員（隅岡 美子）

期待をしております。前向きな答弁有難うございました。

また9月議会の初日に監査委員さんの方から、この個別避難計画も大変重要なことでありますので早急に計画を作成をして頂きたいということで、ご意見を頂戴致しましたところがございます。また、この点、よろしくお願いをしたいと思います。

次に入ります。9月1日は防災の日です。今回も各地で記録的な豪雨に見舞われました。特に近年は積乱雲が次々と発生して、局地的な大雨をもたらす線状降水帯が要因となり、各地で甚大な被害を引き起こしています。防災対策では、まず、自分の命は自分で守る自助が基本です。そこで質問です。2、災害を他人事ではなく、我が事として受け止め、災害時に自分のとるべき行動を時系列で決めておくマイタイムラインを作成し、万一の事態に慌てないようにしておく必要があると考えます。そこで、町のお考えをお伺い致します。よろしくお願ひ致します。

総務課長（泉 知典）

隅岡議員のタイムラインの作成についてのご質問に答弁をさせていただきます。

マイタイムラインとは、住民一人一人の防災行動計画であり、防災行動を時系列的に整理し、命を守る避難行動のための一助として、あらかじめ決めておくものです。議員のおっしゃるとおり、地域防災力の向上を図る上で重要と考えており、本町におきましても防災の出前講座等で周知を行っております。今後もマイタイムラインを含め、防災教育啓発に関する情報を発信し、マイタイムラインの活用を促進し、防災・減災に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

そのマイタイムラインのことで、香川県の防災対策リーフレットという風に検索したら、県のマイタイムラインのチラシが出てきます。そこでちょっと印刷をしてきましたんで、見て頂きたいと思います。映像をお願いします。

じゃあ済みません。もう帰って皆さん調べて頂けたらと思います。香川県のマイタイムラインということで、4ページにわたってマイタイムラインが役立つ三つの時、一つ目、台風が近づいている時、二つ目、大雨が長引く時、3、短時間の急激な豪雨が発生する時ということでもあります。それでマイタイムラインを作ろうということで、善通寺はこのタイムラインのことについてホームページで作りましょうということで、この絵がちゃんとホームページに載っこんです。それで、次の右のこの絵の入った1から5までということで、まず1番目の1番下は、早期の注意情報、気象庁から発表される注意情報のことでここに書き込めるように、ここに空欄があります。そこでは足りない防災グッズ、防災の足りないものを揃えようとか携帯電話の充電をしようとか、それから天気予報を小まめにチェックしようということが1番目に書いてあります。2番目のオレンジのところには、ハザードマップで避難場所を確認しよう。それから携帯電話を確認しようということです。ほんで3番目は、避難時に服装に着替えるとか、

それからインターネットで川の水位を調べるということです。4番目、これはもう町の避難指示が出とりますので避難を指示をしないといけないということで4番目は、避難をするということで、例えば、親戚の家に避難するとか友人の家に避難するとかに4番目はなってます。5番目はもう、命の危害がすぐそこに迫っているということで、避難終了、避難がもう出来ましたということで、5段階ということでマイタイムライン、いつ・どこで・誰が・何をするかということがマイタイムラインです。これ、災害のない時にしっかりと作っておく必要があると思います。防災についても日頃食べてない備蓄品もなかなか食べれないので、普段から慣れてもらうために普段からその備蓄品を食べたりするというのも大事だし、何も災害のない時にこういったタイムラインを作って自分は何をしなければいけないのか、何を準備しなければいけないのかということで、時系列で考えておく必要が大事でないかなと私は思っております。それで個々の先ほどの総務課長のご答弁の中から、防災の出前講座等で周知を行っておりますということで、この出前講座について今までどういったことを行ってきたかということで、お示しを頂きたいと思います。お願いします。

総務課長（泉 知典）

隅岡議員のご質問に答弁させていただきます。

出前講座は、最近ではコロナの影響がありまして、なかなかそういう機会は少なかったんですが、一部自主防災組織の訓練等を行ったりする時に、私ども職員と一緒にそこに参加することによって、そういう風な講話といったおかしいんですけど、こういうこと、避難にはこういう方法がありますというようなことも出前講座をしております。確かにマイタイムラインについての具体的な説明とかっていうのはしてはおりませんが、今後、こういう風なこともある。実際にこういうのを作ってもらうためにも、ちょっと例えば、先ほど町のホームページにもこういうことを掲載して、実際に作って見てみるというようなことも出前講座といいますかそういう時にも発信していきたいと考えております。以上でございます。

議員（隅岡 美子）

有難うございました。ここに答弁の中に書いてありますように地域防災力の向上ということで、自主防災組織が非常に大事になってくると思いますが、今までずっとこう聞いておりますに、自主防災組織がなかなか結成まで難しい、なかなか増えないということで私はそういう風に思っておりますけど、その辺、何が原因であるかとか、今、自主防災組織の数とか、教えて頂きたいと思います。お願いします。

総務課長（泉 知典）

隅岡議員のご質問に答弁させていただきます。

現在、多度津町内自主防災組織は19団体ございます。基本的には主には、自治会単位で構成されているものが多いと思います。その中にはやはり、自治会が強く団結しているところほど、やはりそういう組織が出来やすく、そうじゃない気薄なところの方

はなかなか難しいと考えられます。もちろん、自治会単位でなくても、ある程度の固まりといたしますか、小規模というか、どこでも可能ではありますが、やはりその中には率先して引っ張ってくれるリーダーというのが不可欠であります。強い意志を持ったリーダーがおられるところは、そういう風に行きますけども、なかなかそういうものがない、知識もない方もおられますので、そういう方が多いところはなかなか難しいのかなと。ただ、それともう一つ、今も続いておりますけど、コロナの影響でそういう風な行動。団体で集まるとか協議するとかいうことが、ここ3年ほどは非常に停滞しております。それでも災害は待ってくれませんので、その中でも各々の防災組織の中で、何か出来ることはないかっていうことで、活動して下さっている組織もございます。そういうところを真似て頂くように、何か考えがある自治会とか団体がありましたら、私共の方も積極的にそういう風なご説明とか、説明出来る支援とかは今後、続けていきたいと考えております。以上です。

議員（隅岡 美子）

有難うございました。最後にマイタイムラインを含めて、防災教育とか啓発に関する情報を発信をしていくということで、今後、町のホームページにもマイタイムラインの作成について載せて頂く、私は要望してまいりたいと思います。その点、今後の計画についてお願い致します。

総務課長（泉 知典）

隅岡議員のご質問に答弁させていただきます。

確かにマイタイムラインは非常に重要なものであります。他の自治体とかが掲載しているのを参考にさせて頂いて、担当職員の方で色々煮詰めるなりして、出来るだけ掲載出来るようにしてまいりたいと考えております。以上でございます。

議員（隅岡 美子）

失礼致しました。期待をしております。よろしく申し上げます。

次に、2点目の質問に入ります。次に2点目の質問は、男性個室トイレにサンタリーボックス設置についてお伺い致します。

前立腺がんなどの手術後に廃業コントロールが難しくなり、尿漏れパッドやおむつなどを使用する人が増えてきております。サンタリーボックスは、尿漏れパッドなどを捨てるためのものです。男性用個室トイレにはほとんど置かれていないのが実情であると思います。サンタリーボックスが未設置のために持ち帰る必要が出てきます。トイレの入り口に病気等で尿漏れパッドを利用している方のために、サンタリーボックスを設置しています。との表示を掲示することが必要であると考えます。町のお考えをよろしくお願い致します。

総務課長（泉 知典）

隅岡議員の男性個室トイレにサンタリーボックス設置についてのご質問に答弁をさせていただきます。

病気や加齢のため、尿漏れパッドやおむつなどを使っている男性が増えており、男性用トイレにもサンタリーボックスを設置する取組を始めている自治体がございます。今年度に入り、坂出市、丸亀市など近隣の自治体でも公共施設の男性用トイレに設置されたと聞いております。現在、多度津町役場庁舎と地域交流センターのバリアフリートイレには尿漏れパッドも入る大きさのサンタリーボックスを設置しておりますが、男性用個室トイレには設置しておりません。バリアフリートイレは十分な広さがあるため、日本もデパートなどの着け外しが容易と思われるので、まずはバリアフリートイレのサンタリーボックスを使って頂けるよう、利用者への周知に努めたいと考えております。また、男性個室トイレの設置につきましては、女性用と大きさが異なる異なるために設置が可能か確認した上で、設置費用や清掃業務を考慮し、検討したいと考えております。議員がおっしゃるとおり、男性用トイレにもサンタリーボックスを設置していることが分かるように表示することは、利用者以外の方にもサンタリーボックスが必要な方がいることを周知する意味でも必要だと認識しております。来庁者や来館者の方々が安心して施設を利用して頂けるよう、施設の管理者として出来る限りの配慮をしてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（隅岡 美子）

ご答弁有難うございました。

これこの間の善通寺市の一般質問の中から新聞記事を引っ張り出したんですけど、ご答弁を受けて、設置場所には市役所本庁舎、市民会館、公民館、体育施設など主要公共施設16ヶ所を想定、今月中にも順次設置していくということで、ご答弁がございました。これまたiPadで、トイレの写真を撮ってきました。映像出来ますか。これは、大きさを基に分かりますかね、これはバリアフリートイレに、ここにサンタリーボックスがありますね。これはバリアフリートイレです。それで、これは男性用の個室のトイレですけど、ちょっと暗くて見えませんよね。フォルダーがあって下に手摺があって、右・左も何も置いてないと思います。これは女性トイレで、ここにサンタリーボックスが置いてありますということで、それだけのことなんですけど調べてきました。これは近い将来、安心というか、来庁者また地域の皆様が交流センターを利用するに当たって、やはり細かいことではありますけれども、やっぱり安心・安全の部分でしていくということは大変重要なんでないかなとこのように思っております。初めてのことで、色々設置費用とか色んな大きさ等について確認をしなければならぬと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思っております。これは要望でございます。

以上で11番、隅岡 美子の一般質問を終わります。有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって11番、隅岡 美子 議員の質問を終わります。

本日の一般質問は、これにて終了致します。

本日の日程は全て終了致しました。これにて散会致します。

次回は明日、午前9時より一般質問を行いますので、よろしくお願い致します。

長時間お疲れでございました。

散会 午後3時58分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

令和4年9月15日
第3回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記